

養鶏をめぐる情勢

平成 17 年 7 月

農林水産省生産局畜産部

目 次

需給と流通をめぐる情勢

1．鶏卵需給等の動向	
（1）需給（消費、需要、供給、輸入等）	… 1
（2）価格	… 3
（3）流通	… 4
2．鶏肉需給等の動向	
（1）需給（消費、需要、供給、輸入等）	… 5
（2）価格	… 7
（3）流通	… 8
3．国際動向	
（1）関税制度	… 9
（2）FTA	… 10
（3）輸出	… 11

生産及び経営をめぐる情勢

1．経営の動向	
（1）生産額	… 12
（2）生産構造	… 13
（3）生産コスト・収益性	… 15
2．養鶏経営における担い手確保について	… 16
3．畜舎建築基準の緩和について	… 17

飼 料

1．飼料の需給	… 19
2．遺伝子組換え飼料	… 20
3．「飼料自給率向上プロジェクト」について	… 21
4．食品廃棄物の飼料化の推進	… 22
養鶏経営における環境問題	
1．家畜排せつ物発生量の推移	… 23
2．家畜排せつ物の処理・利用の現状	… 23
3．畜種別に見た家畜排せつ物発生量	… 23
4．法施行状況調査結果の概要	… 23
5．家畜排せつ物たい肥の利用に関する意識・意向調査結果	… 24
家畜衛生の動向	
1．鶏の伝染性疾病の発生状況等	… 25
2．高病原性鳥インフルエンザ対策	… 26
3．海外の高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う措置	… 28
4．サルモネラ対策	… 29
5．家畜伝染病予防法に基づく特定家畜伝染病防疫指針の作成及び飼養衛生管理基準の設定	… 30

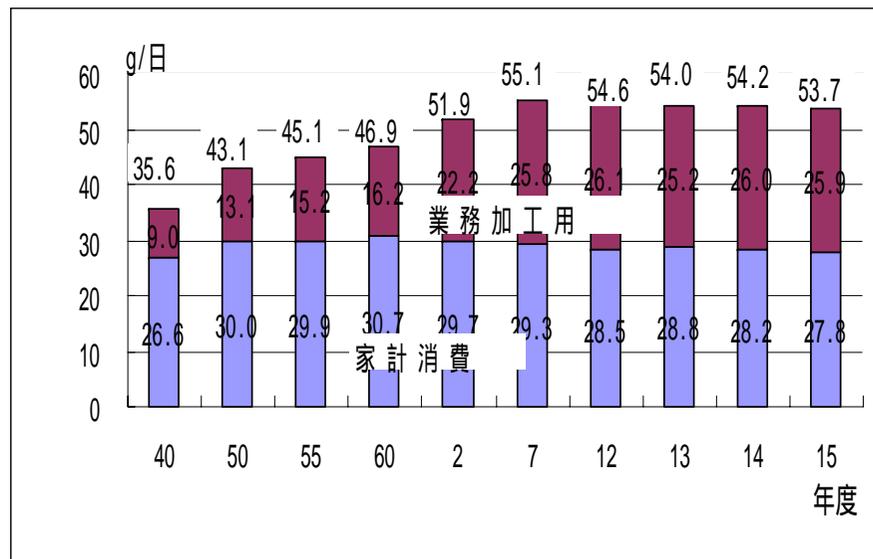
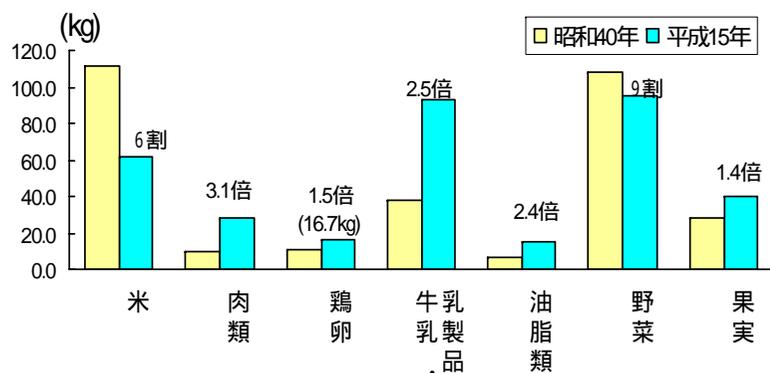
需給と流通をめぐる情勢

1. 鶏卵需給等の動向

(1) 需給（消費、需要、供給、輸入等）

- ・ 畜産物については、多様化する国民食生活の中で消費量が大幅に増大。
- ・ 鶏卵の需要は、これまで食生活の高度化、多様化に対応して着実に増加してきたものの、近年はほぼ横ばいで推移。

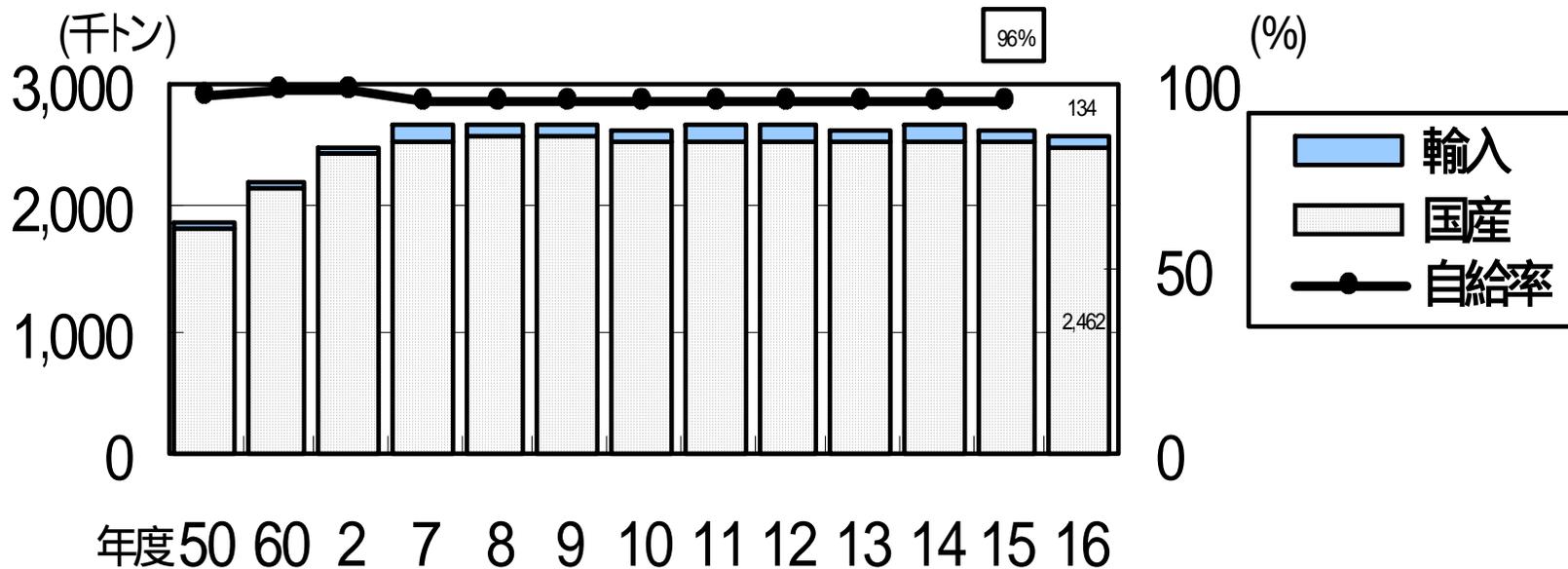
食料消費の変化（国民1人・1年当たり供給純食料） 1人1日当たり鶏卵消費量



資料：農林水産省「食料需給表」
 資料：総務省「家計調査」、農林水産省「食料需給表」
 (参考) 鶏卵 1個(中サイズ) = 58~64g

- ・ 鶏卵の国内生産量はほぼ需要を満たす水準で推移（鶏卵の重量ベース自給率：96%、カロリーベース自給率：10%（平成15年））。
- ・ 輸入は、国内需要の影響により増減を繰り返しているが、全需要量の4～5%の範囲内で推移。

鶏卵の種類別供給量と自給率

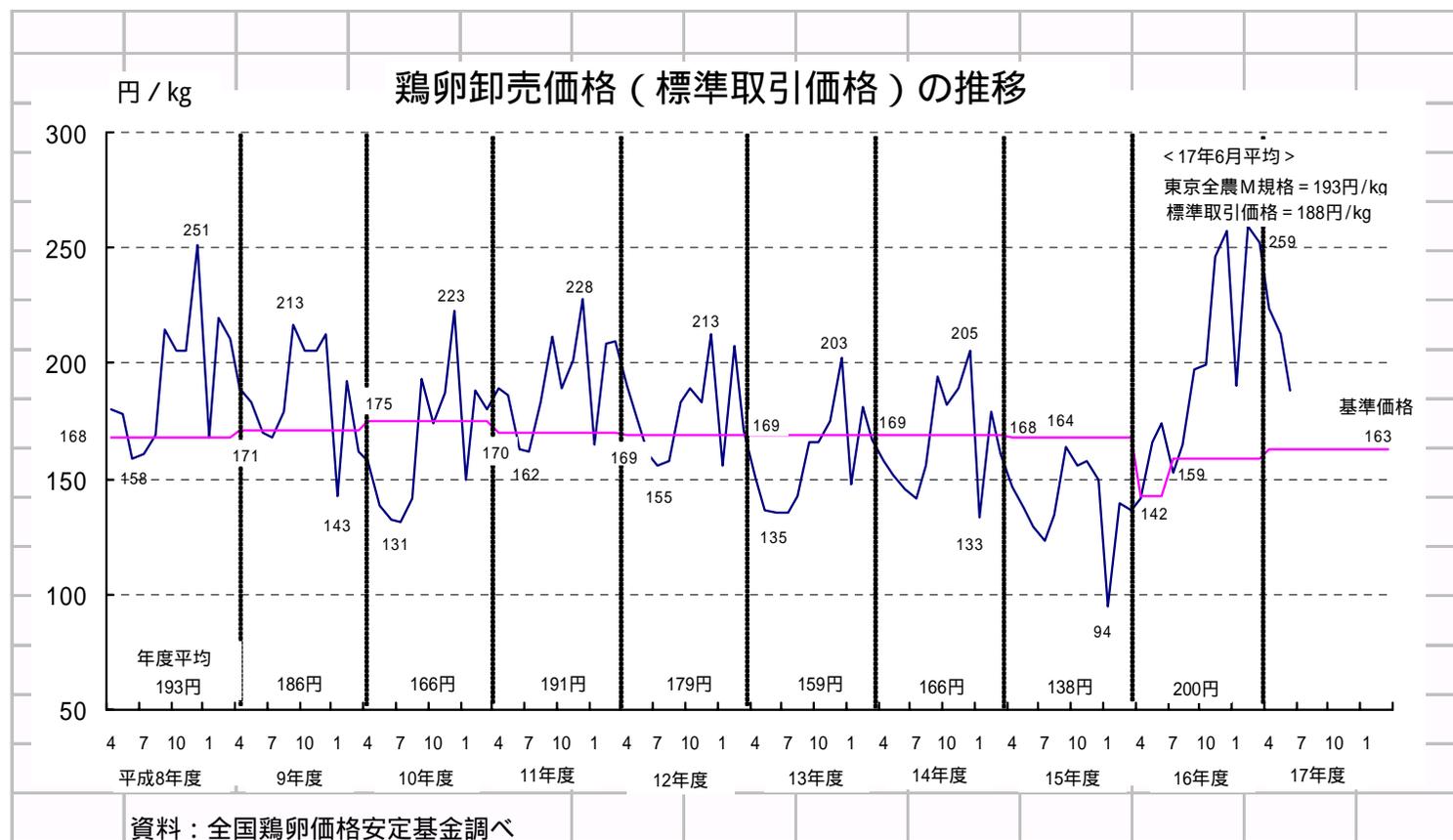


資料: 農林水産省「食料需給表」、「畜産物流通統計」、財務省「日本貿易統計」

注: 15年度の自給率は概算値である。

(2) 価格

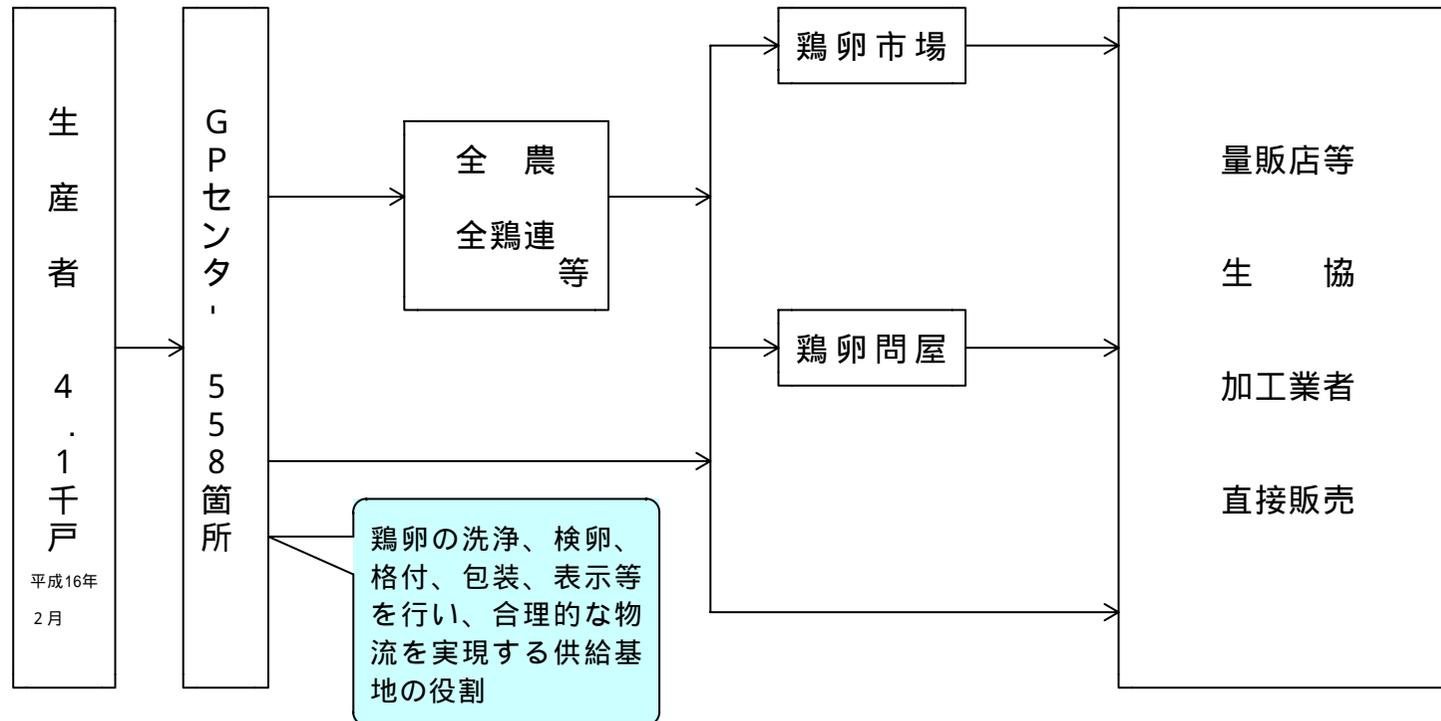
- ・卸売価格は、鶏卵の自給率が96%と高く、需要も概ね安定的に推移していることから、わずかな生産量の変動が大幅な価格変動につながりやすい傾向にあり、季節的な変動のほか5～6年を周期とするエッグサイクルが存在。
- ・12年5月以降は、需要が低迷していること等から低水準で推移していたが、16年度以降は回復傾向。



(3) 流通

- ・国産鶏卵を合理的な価格で安定的に供給していくためには、農家段階の生産コストのみならず、流通の各段階での合理化を図るとともに、需要者ニーズに対応した流通体制の整備を推進することが重要。

生産量約246万トン(平成16年度)



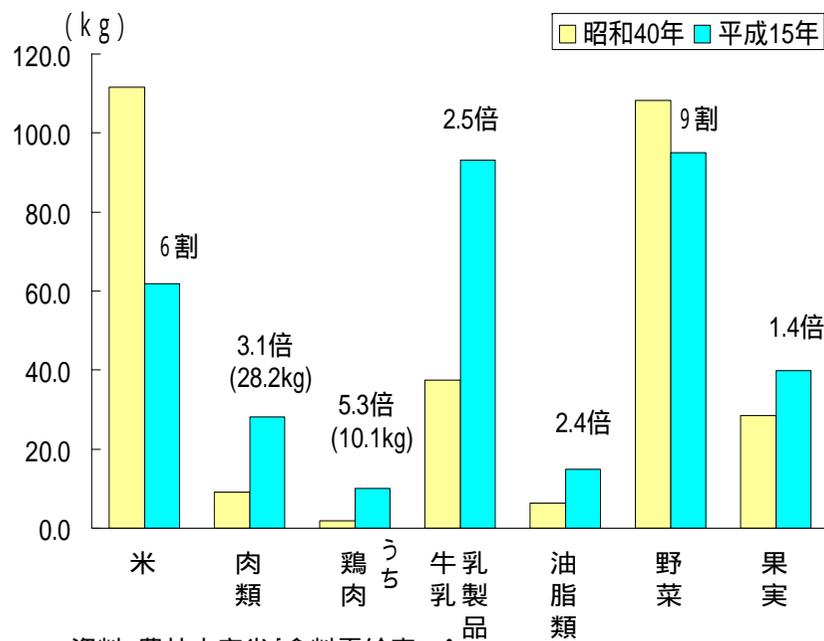
注) GPセンターは2万卵/時以上の能力を有する施設の数。(平成13年(社)日本卵業協会調べ)
業界聞き取りによると全農の出荷量シェアは全生産量の3割程度、
全国鶏卵販売農業協同組合連合会は同4割程度である。

2 鶏肉需給等の動向

(1) 需給(消費、需要、供給、輸入等)

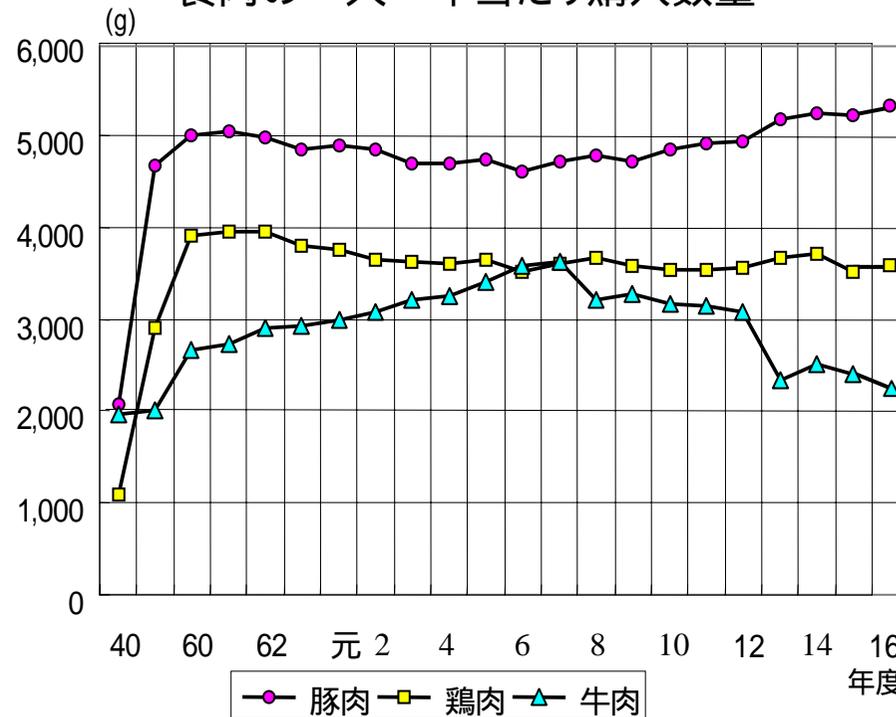
- ・畜産物については、多様化する国民食生活の中で消費量が大幅に増大。
- ・鶏肉については、食肉の中で豚肉に次いで消費量が多く、重要なタンパク源として位置づけ。

食料消費の変化(国民1人・1年当たり供給純食料)



資料:農林水産省「食料需給表」

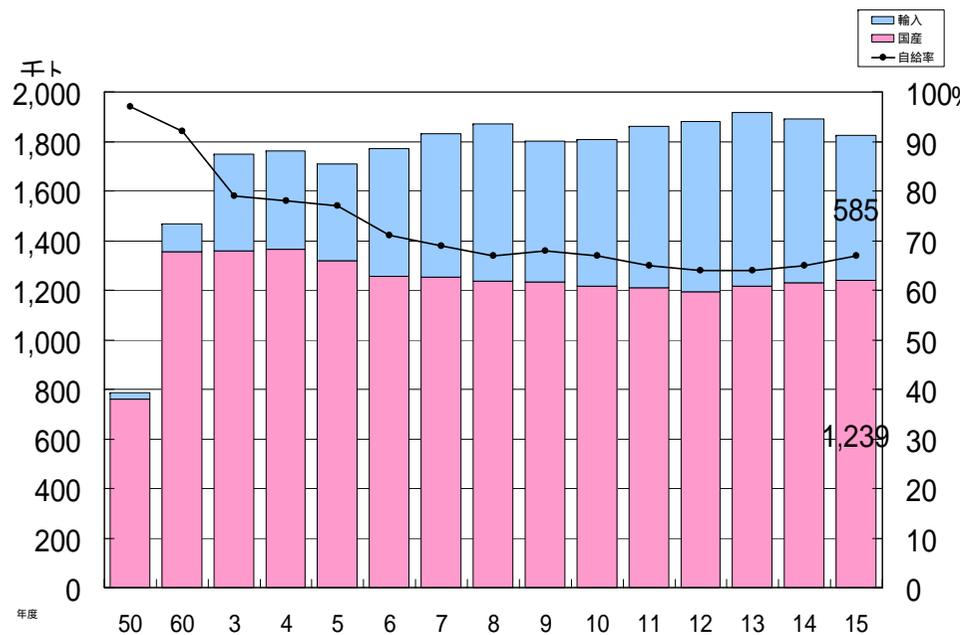
食肉の一人一年当たり購入数量



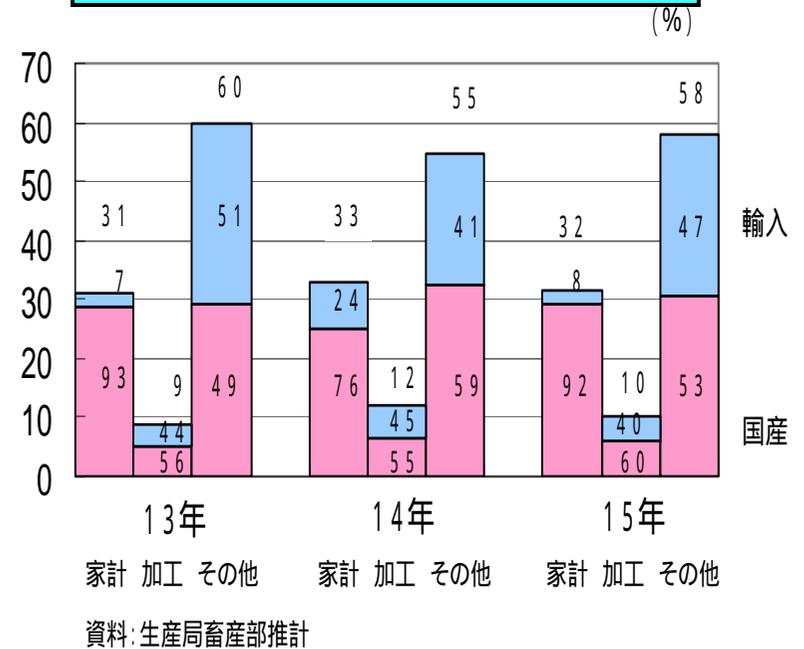
資料:総務省「家計調査年報」

- ・ 鶏肉輸入量は、消費量が安定的に推移する中で、増加傾向で推移。その結果、鶏肉の自給率は低下傾向で推移。（鶏肉の重量ベース自給率：67%、カロリーベース自給率：67%（平成15年））
- ・ 14年度以降は、主要輸入先国の一時輸入停止措置等の影響により減少傾向で推移。15年度は、国内外での鳥インフルエンザ発生に伴う、タイ、中国、米国産鶏肉の輸入一時停止措置等により更に減少し前年度比12.9%減。16年度は、前年同期比16.1%の減となっている。

鶏肉の種類別供給量と自給率



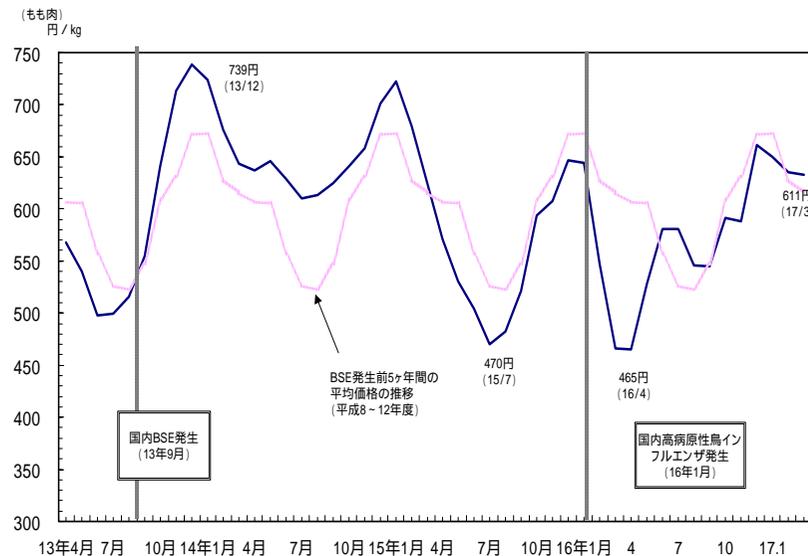
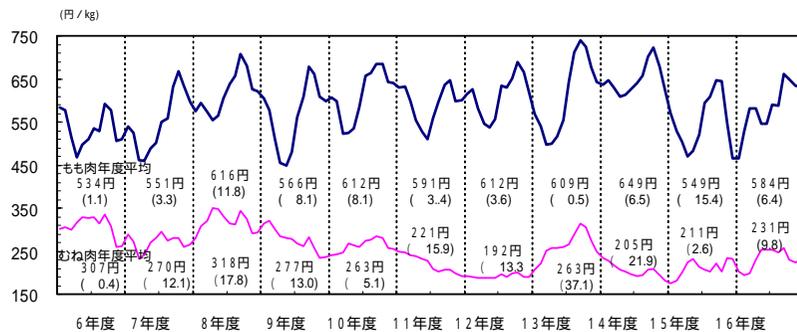
鶏肉の用途別供給量



(2) 価格

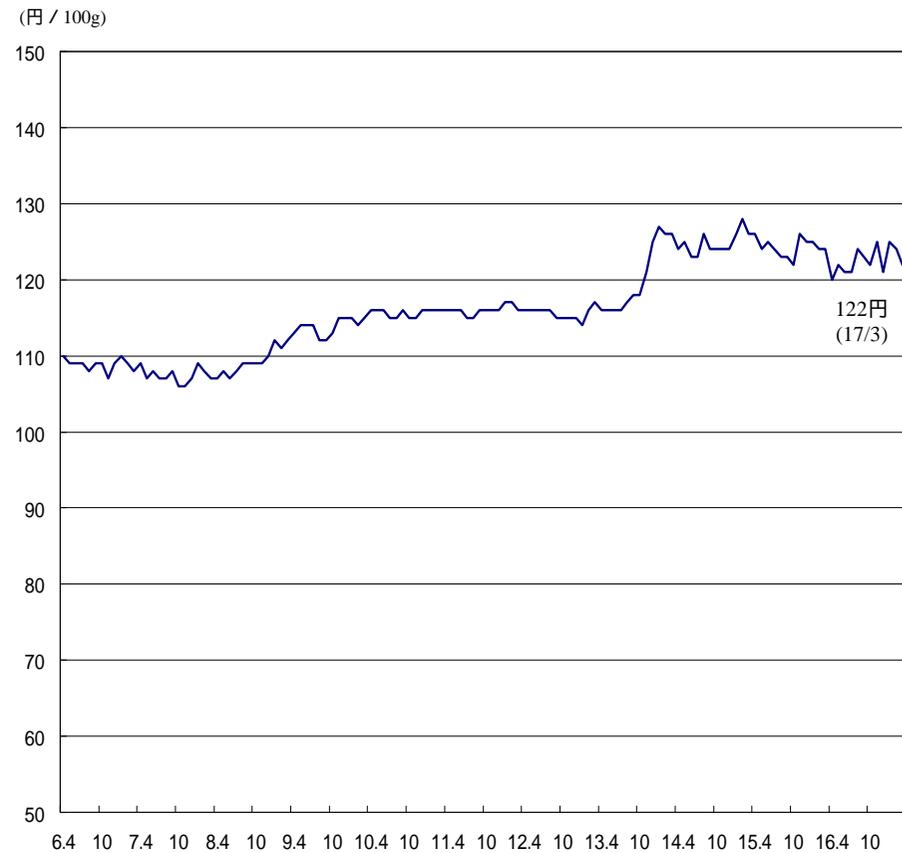
- ・鶏肉の卸売価格は、季節により大きな変動を示しているが、過去5ヶ年間の平均価格は、もも肉で601円、むね肉で250円。
- ・13年度は、我が国でのBSE発生により、10月以降牛肉の代替需要から価格は上昇した。
- ・15年度に入り、牛肉の代替需要が落ち着いたことから低下傾向で推移、国内外での高病原性鳥インフルエンザ発生(16年1月)以降さらに低水準で推移していたが、16年4月以降回復傾向。
- ・国産鶏肉の小売価格は、近年120～130円程度で安定して推移。

鶏肉卸売価格の推移(東京加重平均)



資料:「日本経済新聞」
注 1:()内は対前年増減比

鶏肉(もも肉)の小売価格の動向

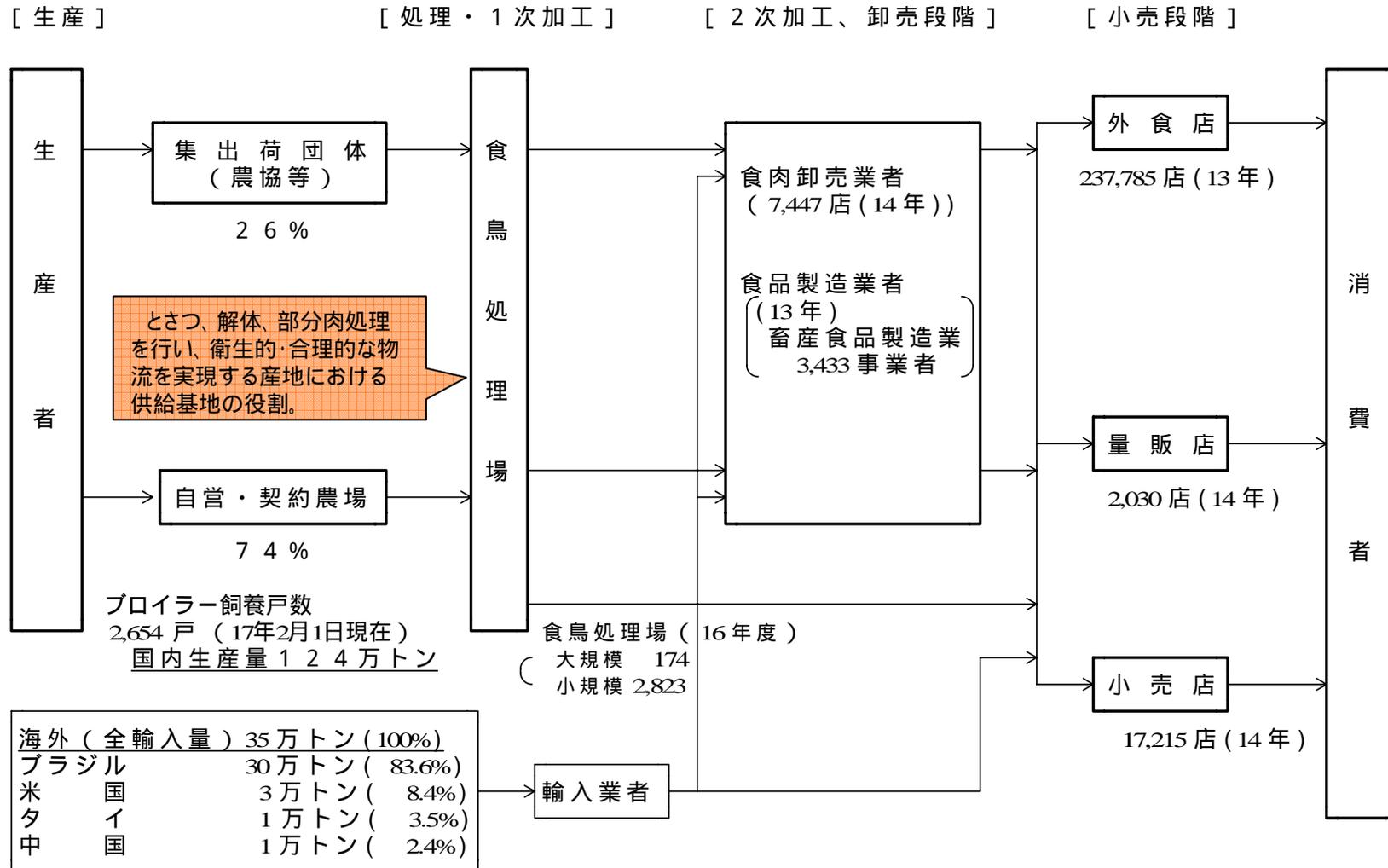


資料:総務省「小売物価統計調査」

(3) 流通

- UR合意に基づく関税率の引下げ等を背景として、鶏肉輸入量が増加する中で、国産鶏肉を合理的な価格で安定的に供給していくためには、農家段階の生産コストのみならず、鶏肉処理・流通の各段階での合理化と衛生的な処理の推進を図るとともに、需要者ニーズに対応した国産鶏肉の流通体制の整備を推進することが重要。

鶏肉の流通経路



(16 年度)

資料: 日本貿易統計、平成14年商業統計、平成13年事業所・企業統計、平成15年食鳥流通統計調査、厚生労働省とちく・食鳥検査等に関する実態調査、農林水産省畜産部推計、(社)日本食鳥協会調べ

3 国際動向

(1) 関税制度

- ・ 鶏肉については、昭和55年度以降、累次の引き下げを実施。
- ・ 骨付きのももは8.5%、その他のものは11.9%を課税。

鶏肉の関税制度

骨付きもも肉：東京ラウンドのステージングにより昭和55年度から62年度までに段階的な引き下げを実施。さらに、ガット・ウルグアイラウンド農業交渉合意に基づき平成12年度までに税率を8.5%に引下げ。

その他のもの：総合経済対策により昭和59年度に18%に引き下げ、61年度にはアクションプログラムにより14%に引き下げ、更に、元年には日・アセアン首脳会議を受け丸と体を除き12%に引き下げた。また、ガット・ウルグアイラウンド農業交渉合意に基づき平成12年度までにそれぞれ11.9%に引下げ。

現在、WTO農業交渉において市場アクセス等の合意に向けた議論が行われている。

また、タイ等とFTA締結に向けた議論が行われている。

鶏肉関税率の推移

(単位：%)

区分	骨付きのもも	その他のもの	
昭和 37年4月		10.0	
39年4月		20.0	
55年1月	17.5		
57年4月	13.8		
59年4月		18.0	
60年1月	12.5		
4月	11.3		
61年4月		14.0	
62年1月	10.0		
平成 元年4月		(丸鶏) 14.0	(その他) 12.0
7年4月	9.8	13.7	12.0
8年4月	9.5	13.3	12.0
9年4月	9.3	13.0	12.0
10年4月	9.0	12.6	12.0
11年4月	8.8	12.3	12.0
12年4月	8.5	11.9	11.9
備考	・57-62年度は東京ラウンド*によるステージング*による引下げ ・61年度はアクションプログラムによる引き下げ ・平成元年4月より「その他のもの」の「その他」について14%から12%に引下げ ・平成7年度からはガット・ウルグアイラウンドのステージングによる引下げ		

(2) F T A

- ・ メキシコとのF T A交渉においては、メキシコ関心5品目の一つとして鶏肉が取り扱われたが、鶏肉については、特惠輸入枠を設定する内容で大筋合意。(17年4月発効)
- ・ 現在、メキシコ以外にも、韓国やタイ等のA S E A N諸国との交渉も併行して行われているところ。

わが国のEPA・FTAをめぐる状況

日墨FTAにおける鶏肉の大筋合意の概要

当初1年間 市場開拓枠 10トン(無税)。

2年目以降、2年目 2,500トン から 5年目 8,500トンで関税率は、協定発効後1年目に協議。

といった内容で大筋合意に至ったところ。

なお、これらの枠組みについては、協定発効後5年目に再協議することとなっている。

相手国	事前検討	産学官協同研究会	政府間交渉	協定署名
シンガポール	H11年11月 (次官級会談)	H12年3月～H12年9月	H13年1月～ H13年10月	H14年1月 (H14年11月発効)
メキシコ	H11年2月～H12年4月 (JETRO・商工省)	H13年9月～H14年7月	H14年11月～ H16年9月	H16年9月 (H17年4月発効)
韓国	H13年3月～H14年1月 (ビジネスアラム)	H14年7月～H15年10月	H15年12月～	
タイ	H14年9月～H15年5月 (作業部会)	H15年7月～H15年11月 (タスクフォース)	H16年2月～	
マレーシア	H15年5月～H15年7月 (作業部会)	H15年9月～H15年11月	H16年1月～ (H17年5月大筋合意)	
フィリピン	H14年10月～H15年7月 (作業部会)	H15年9月～H15年11月 (合同調整チーム)	H16年2月～ (H16年11月大筋合意)	
アセアン全体	H15年3月～ (政府間委員会)	-	H17年4月～	
インドネシア	H15年9月～H15年12月 (政府間の予備的協力)	H17年1月～H17年4月 (共同検討チーム)	H17年7月～ (予定)	
チリ	H12年5月～H13年6月 (JETRO・外務省)	H17年1月～		
台湾	H14年6月～ (東亜経済人会議の検討会)			

協定締結までのプロセス

(3) 輸 出

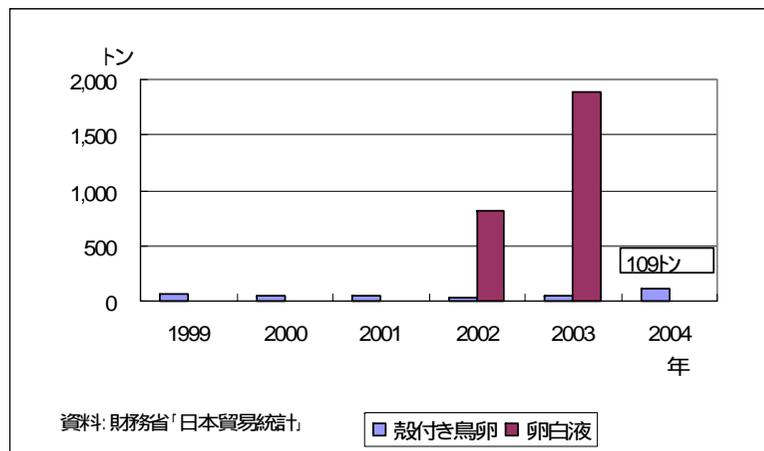
2003年までは、

- ・殻付き鳥卵については、在香港等邦人による生食需要に応えるため、当該国へ生鮮卵を輸出。
- ・卵白液については、近年中国の大手食品加工会社による需要増のため、中国への輸出が増加。
- ・鶏肉については、近年香港等における食材として、我が国ではほとんど需要のないもみじを輸出。

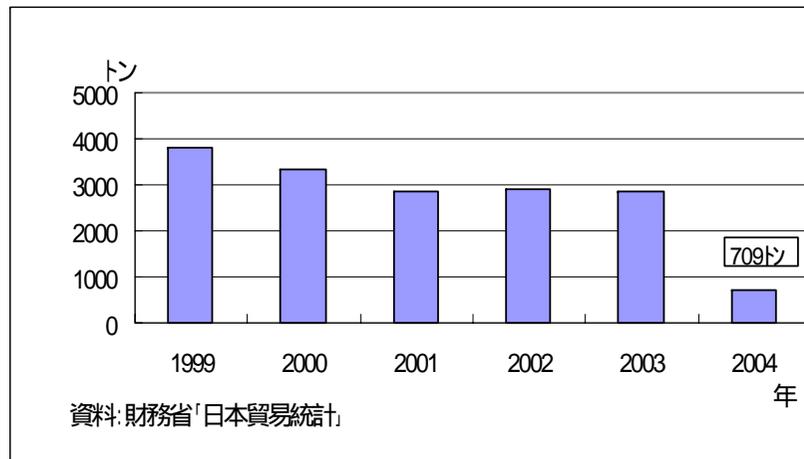
2004年は、我が国における鳥インフルエンザの発生により、鶏卵、鶏肉ともに輸出は減少。

もみじ：鶏足（足根）部分から脚鱗を湯漬後、脱羽機により除去したもの。

卵の輸出量の推移



鶏肉の輸出量の推移

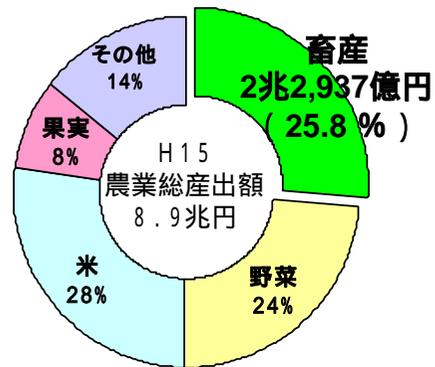


生産及び経営をめぐる情勢

1. 経営の動向

(1) 生産額

・ 我が国養鶏は、農業総産出額の 1 / 4 以上を占める畜産のうち、26%のシェア。



畜産の内訳

肉用牛	17%
生乳	30%
豚	19%
鶏	26% (6,069億円)
うち 鶏卵	3,483億円
ブライ-	2,539億円
その他	7%

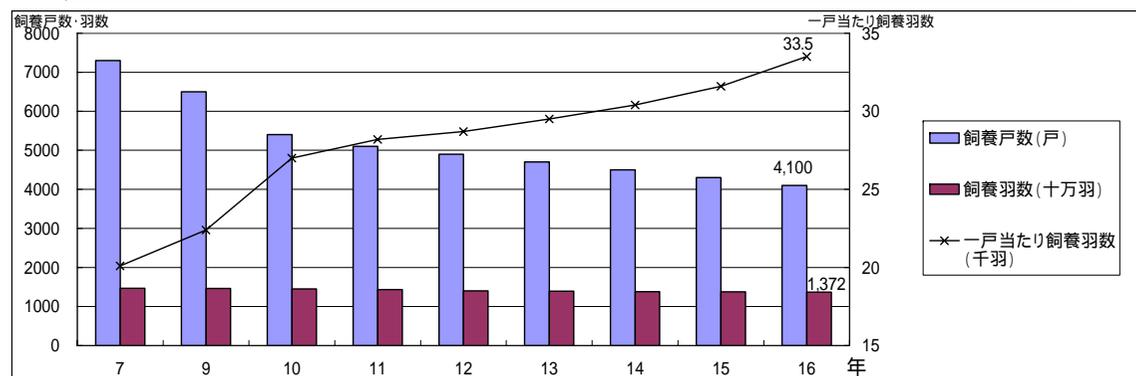
資料: 農林水産省「平成15年農業総産出額(全国推計値)」

(2) 生産構造

飼養戸数、飼養羽数の推移

ア 採卵鶏

- ・飼養戸数は小規模飼養者層を中心に、近年は年率4%程度の割合で減少。
- ・飼養羽数は11年以降減少傾向にある。
- ・一戸当たり飼養羽数は、増加傾向で推移。



資料：農林水産省「畜産統計」、「畜産物流通統計」

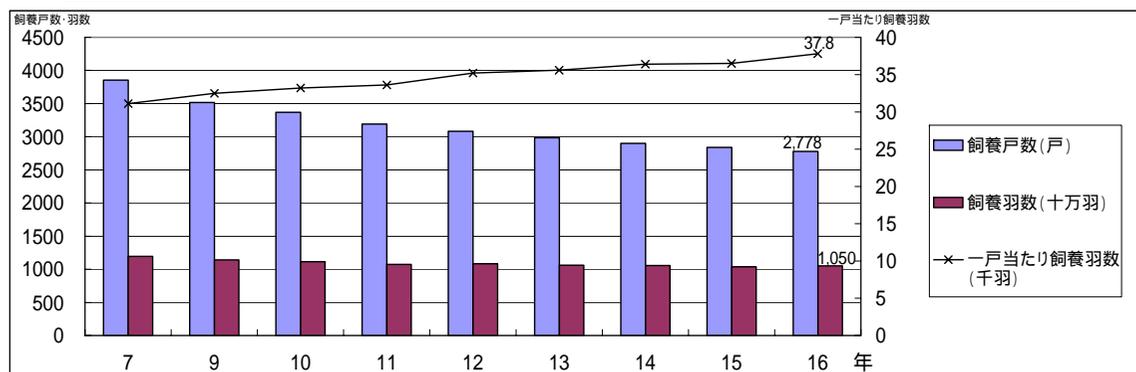
注1：種鶏のみの飼養者は除く。

2：7年～9年の数値は成鶏めす羽数300羽未満の飼養者を除く数値。

10年以降の数値は成鶏めす羽数1,000羽未満の飼養者を除く数値である。

イ プロイラー

- ・飼養戸数は小規模飼養者層を中心に、近年は年率2～3%程度の割合で減少。
- ・飼養羽数は減少傾向で推移している。
- ・一戸当たり飼養羽数は、増加傾向で推移。



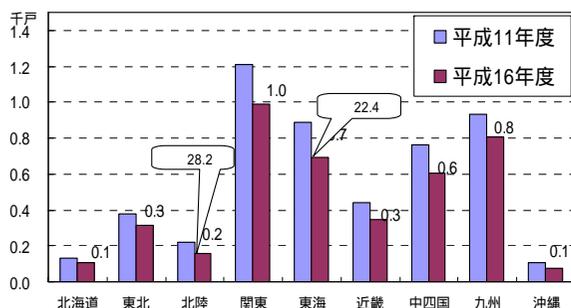
資料：農林水産省「畜産統計」、「畜産物流通統計」

地域別飼養動向

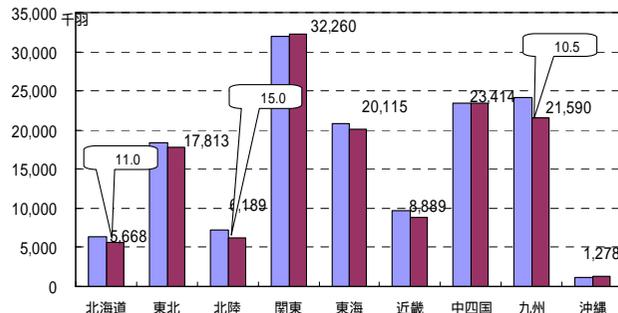
ア 採卵鶏

- ・飼養戸数は、全ての地域で減少。北陸、東海で高い減少率。
- ・飼養羽数は、関東、中四国、沖縄を除き減少傾向で推移しており、北海道、北陸、九州では高い減少率。
- ・一戸当たり飼養羽数は、全ての地域で増加傾向。

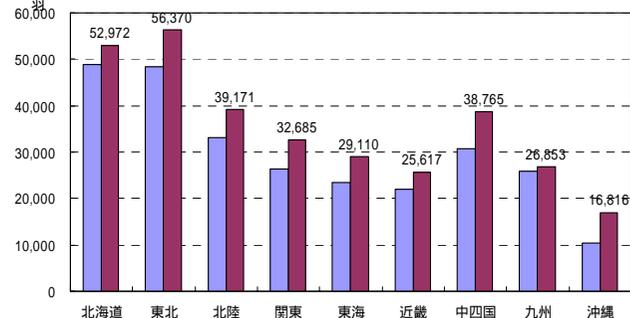
(ア) 地域別飼養戸数の推移



(イ) 地域別飼養羽数の推移



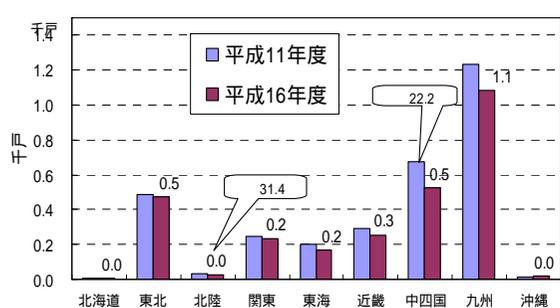
(ウ) 地域別1戸当たり飼養羽数の推移



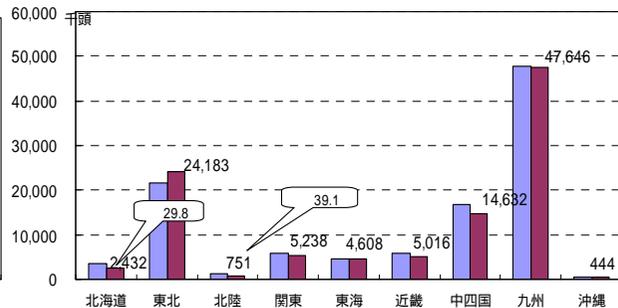
イ ブロイラー

- ・飼養戸数は、北海道、沖縄を除き減少傾向で推移しており、北陸、中四国で高い減少率。
- ・飼養羽数は、東北、東海を除き減少傾向で推移しており、北海道、北陸では高い減少率。
- ・一戸当たり飼養羽数は、東北、東海、近畿、中四国、九州を除き減少傾向で推移しており、北海道、沖縄で高い減少率。

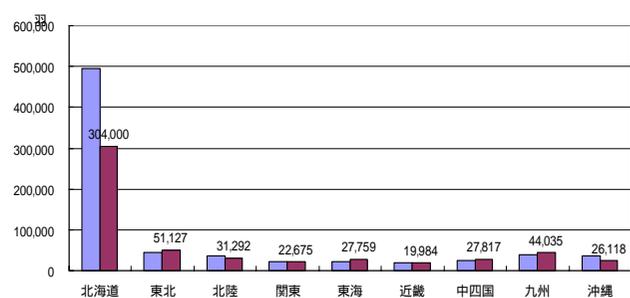
(ア) 地域別飼養戸数の推移



(イ) 地域別飼養羽数の推移



(ウ) 地域別1戸当たり飼養羽数の推移



(3) 生産コスト・収益性

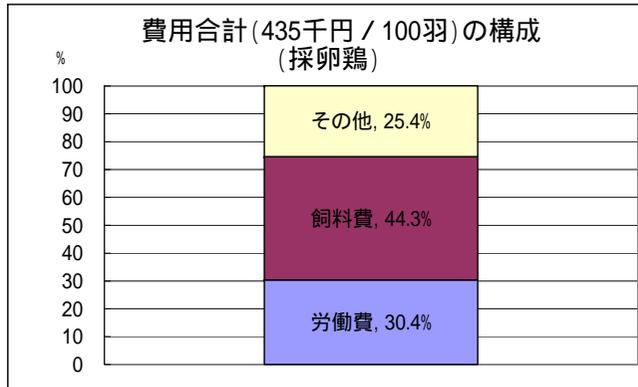
ア 採卵鶏

・生産コストの内訳は飼料費が最も多く(44%)、次いで労働費(30%)で費用合計の約7割を占めている。

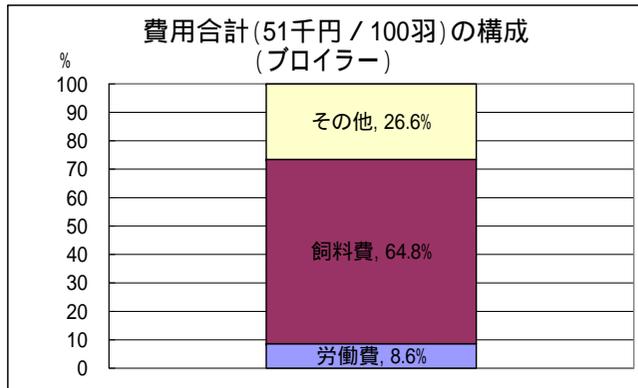
イ プロイラー

・生産コストの内訳は飼料費が最も多く(65%)、次いで労働費(9%)で費用合計の約7割を占めている。

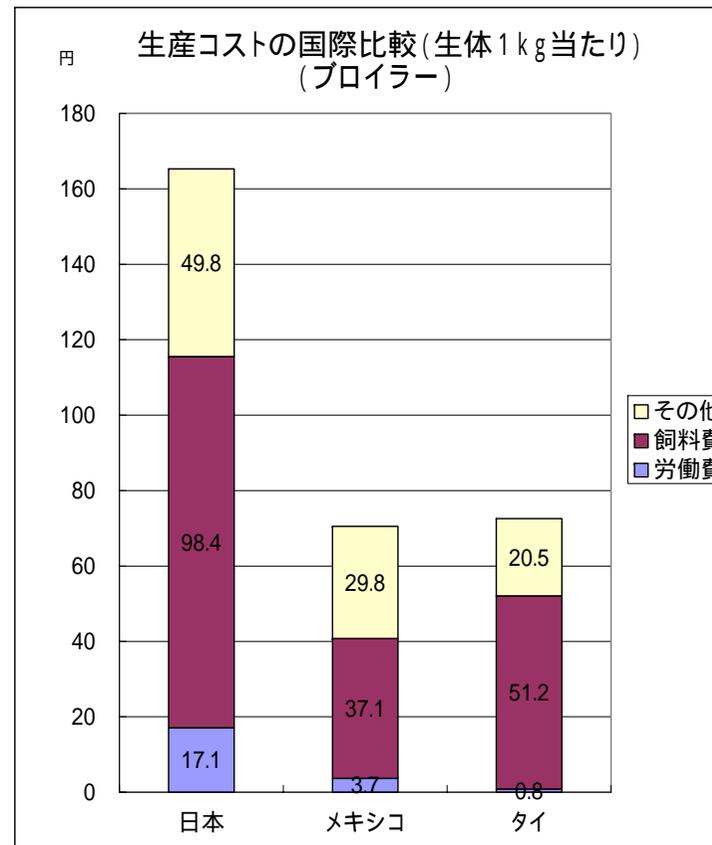
・生体1kg当たりのプロイラー生産コストにおいて、日本はメキシコ、タイの2.3倍となっている。



資料: (社)中央畜産会「経営診断からみた畜産経営の現状 - 統計編 -」



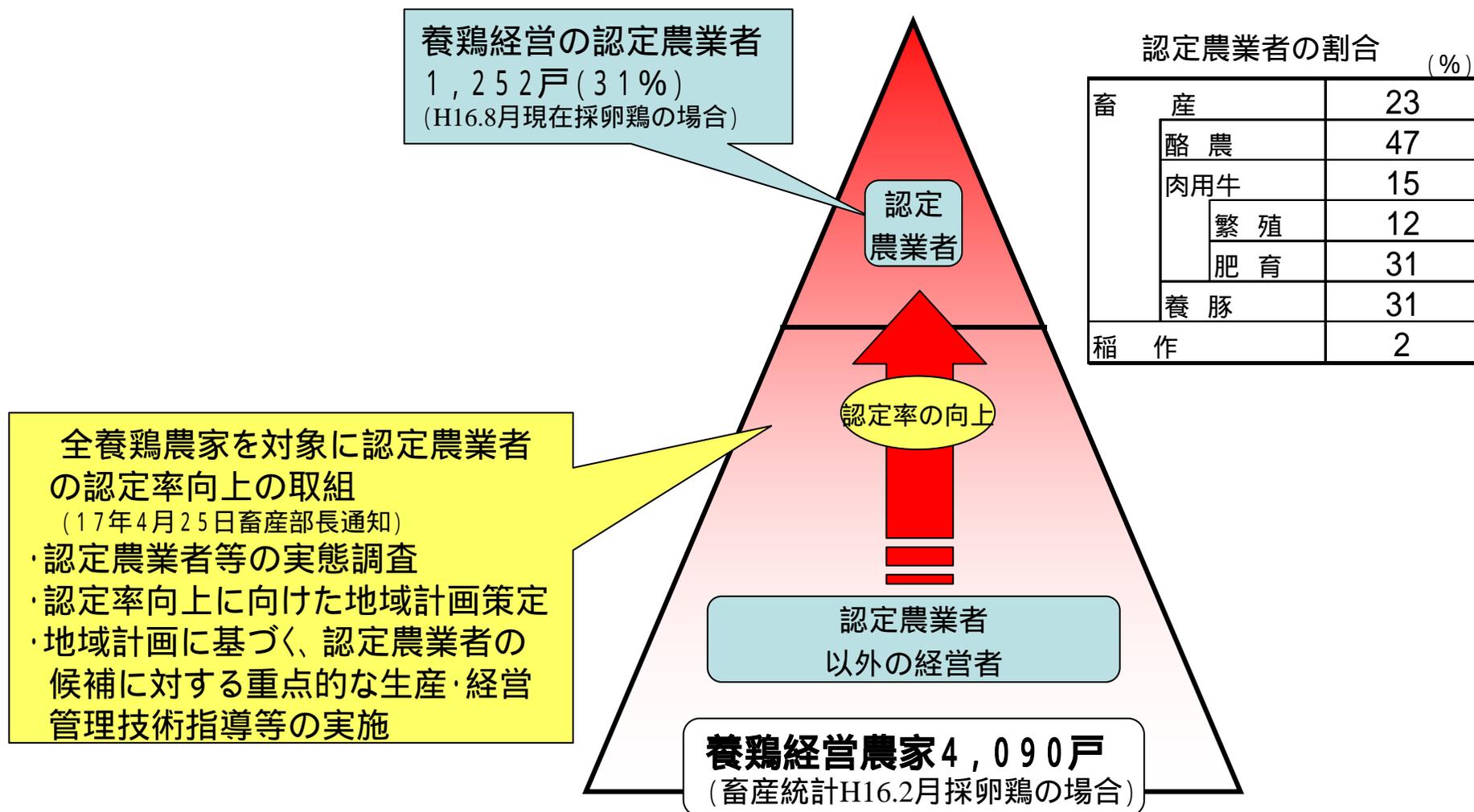
資料: (社)中央畜産会「経営診断からみた畜産経営の現状 - 統計編 -」



資料: 平成14年農業経営統計調査から推計(日本)、農林水産省試算(メキシコ)、平成13年タイ農業協同組合省資料(タイ)

2. 養鶏経営における担い手確保について

・養鶏については、他の農業部門と比して相当程度構造改革が進んでおり、認定農業者の認定率は31%(採卵鶏)と、他作目(稲作2%)と比べ高い状況であるが、今後ともその向上に向けての取組を推進する必要がある。



3. 畜舎建築基準の緩和について

- ・畜舎建築コストの低減を図るため、国土交通省と連携して畜舎独自の緩和基準を作成し、平成16年の最終改正まで数回見直しを行い建築基準の緩和を図ってきた。(別紙)
- ・建築基準の現行緩和措置を有効に活用するため、生産者段階への周知徹底を図ることが重要。
- ・生産者向けパンフレットを作成し、各種会議において配布・説明を行い、各地域における生産者への周知徹底を依頼している。

会議等で内容を説明し、各地域段階で生産者に対する周知を積極的に図るよう依頼

生産者向けパンフレットを作成



パンフレットの配布・説明及び周知徹底の依頼状況

- H17.05.10 酪肉基本方針等全国団体説明会
- H17.05.11 農政局等畜産課長会議
- H17.05.12 全国畜産課長会議
- H17.05.13 全国養豚経営者会議
- H17.05.17 中央畜産会 施設機械部会
- H17.05.26 地域交流牧場全国連絡会代議員会
- H17.05.27 全国肉牛事業協同組合総代会
- H17.05.23 酪肉基本方針等説明会(中四国ブロック)
- H17.05.25 酪肉基本方針等説明会(東北ブロック)
- H17.05.26 酪肉基本方針等説明会(北陸・東海・近畿ブロック)
- H17.05.30 酪肉基本方針等説明会(北海道ブロック)
- H17.06.01 酪肉基本方針等説明会(九州・沖縄ブロック)
- H17.06.07 酪肉基本方針等説明会(関東ブロック)

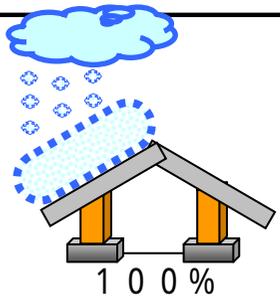
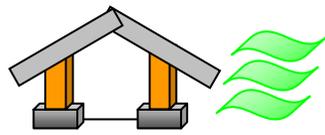
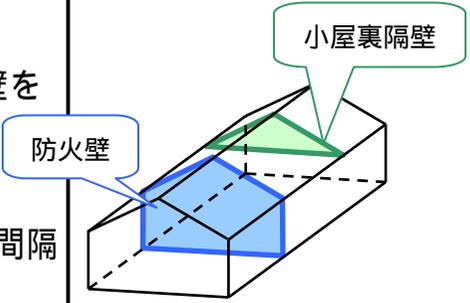
その他

- H17.06 (社)中央畜産会ホームページに掲載

<今後の計画>

- ・全国3カ所で生産者を対象にしたブロック説明会を開催する。
- ・今後開催される会議にも積極的にパンフレットを配布し、内容を理解してもらおうとともに、地域の関係者への周知を依頼する。
- ・生産者や農協等の畜産関係者及び建築関係者へ現行建築基準に対するアンケート調査を今年度実施し、地域の意見等を集約・検討する。

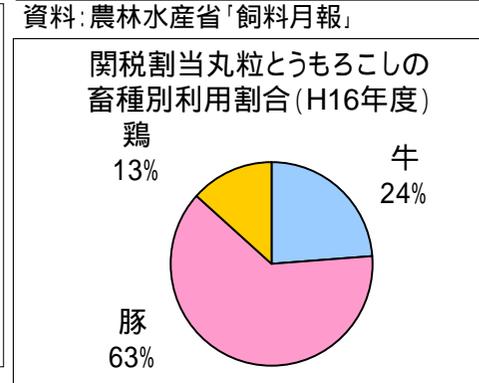
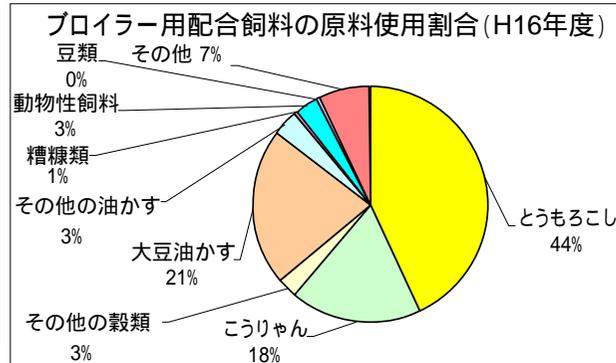
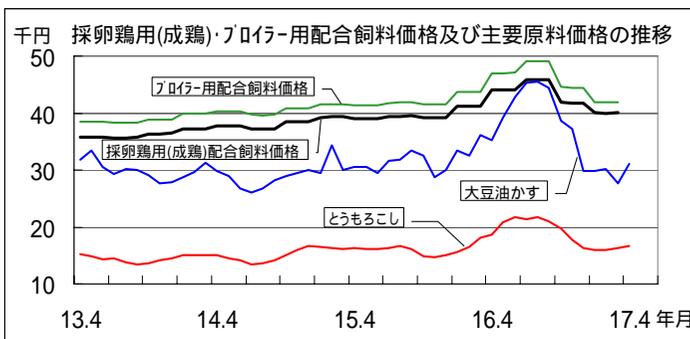
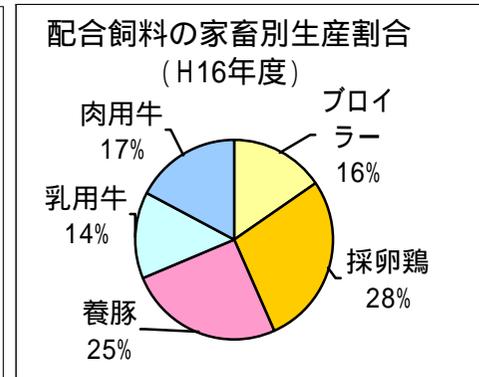
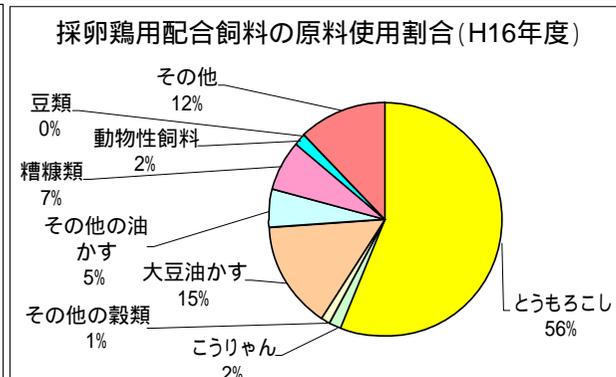
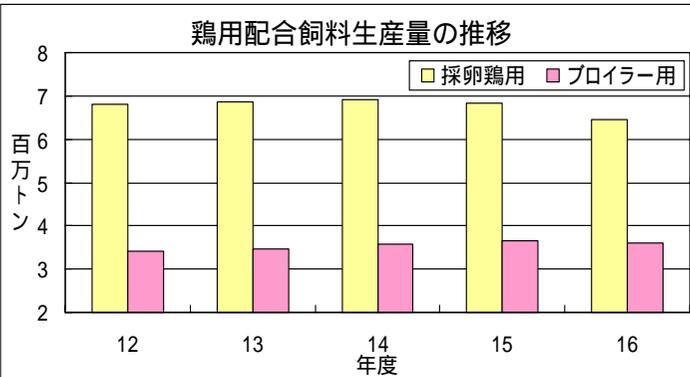
畜舎建築基準の緩和措置の概要

	建築基準法に基づく一般建築物	畜舎等	
積雪荷重の緩和	 <p>100%</p>	(札幌の例) 搾乳施設等 約48% 畜舎 約44% 堆肥舎 約43% 柱や梁の量が約80~70%に軽減	更に一定の条件を満たす堆肥舎 (札幌の例) 堆肥舎 約15% 
風荷重の緩和	 <p>100%</p>	(枕崎の例) 搾乳施設等 約48% 畜舎 約44% 堆肥舎 約43% 柱や梁の量が約90~80%に軽減	
防火壁等の緩和			
防火壁	1,000m ² ごとに防火壁を設置	 <p>防火壁</p>	設置不要
小屋裏隔壁	小屋裏隔壁を1.2m以内の間隔で設置		設置不要

飼料

1 飼料の需給

- 平成16年度における配合飼料の全生産量は2,392万トンであり、そのうち採卵鶏用は646万トンで28%を、ブロイラー用は361万トンで15%を占めている。
- 配合飼料価格については、その原料のほとんどが海外からの輸入穀物に依存しており、海外の穀物相場の影響を受ける。主原料であるとうもろこし及び大豆油かすの輸入価格(CIF)は、昨年8月から本年3月まで下落傾向で推移しており、配合原料割合の違う畜種別価格については、採卵鶏用(成鶏)配合飼料価格(工場建値)は45,928円(H16年8月)から40,060円/t(H17年3月)に12.8%下落し、ブロイラー用配合飼料価格(工場建値)は49,028円/t(H16年8月)から41,937円/t(H17年3月)に14.5%下落している。
- 一定の輸入数量に限って関税が無税となる関税割当制度における単体飼料用丸粒とうもろこしの利用量は約22万トンであり、そのうち養鶏用の利用量は全体の13%を占めている。
- 配合飼料価格安定制度については、配合飼料価格の急激な変動が養鶏経営に及ぼす影響を緩和するために措置されており、最近では、通常補てんが、平成12年度第4四半期から16年度第2四半期までの間において、15年度第3四半期を除き、每期発動されたが、特に、16年度第1及び第2四半期では、配合飼料原料が高騰したため、異常補てんが8年ぶりに発動されたところ。



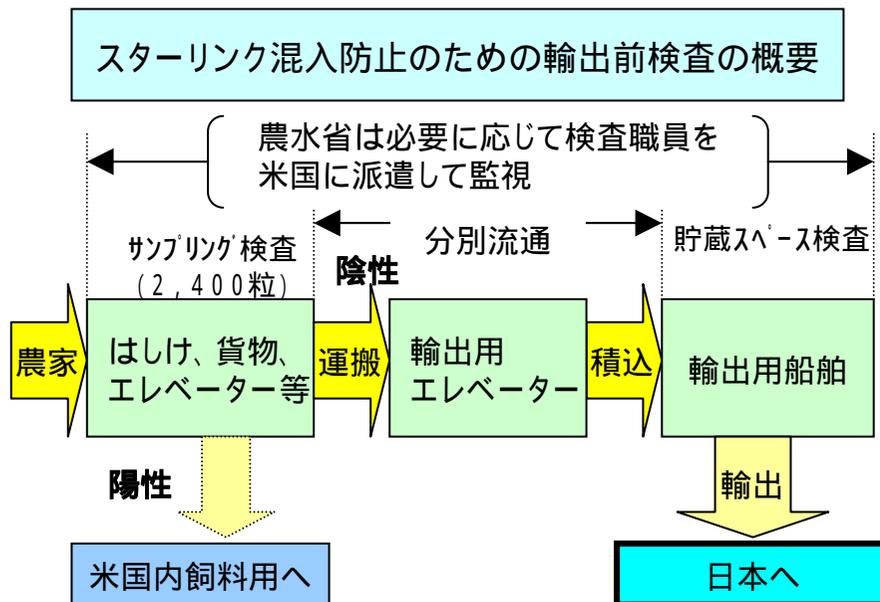
資料: 農林水産省「飼料月報」

資料: 農林水産省「飼料月報」

資料: 農林水産省畜産部調べ

2 遺伝子組換え飼料

- ・ 日本では安全性未確認の遺伝子組換えとうもろこし「スターリンク」の混入防止のため、米国での飼料用とうもろこしの輸出前検査を行うことで日米合意(平成12年12月。なお、平成13年以降、スターリンクの作付は行われていない。)。
- ・ 遺伝子組換え飼料の安全性確認は、ガイドラインに基づき実施してきたが、安全性の確保を一層確実にするため、安全性審査を法的に義務化(「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」を改正(平成15年4月1日施行))。なお、飼料原料の流通実態から意図せざる混入は避けられないこと等から、我が国で安全性未確認であるものの我が国と同等以上の審査制度を有すると認められる外国政府で安全性が確認された遺伝子組換え飼料が混入した場合の一定の許容基準(1%以下)を設定。
- ・ 日本で安全性未確認であり、米国等においても安全性評価が行われていない遺伝子組換えとうもろこし「Bt10」の混入が独立行政法人肥飼料検査所による米国産飼料用とうもろこしの輸入時の検査で判明したことから、米国に対して混入防止措置を要請するとともに、国内流通を防止するため、米国産飼料用とうもろこしを輸入する全ての船について検査を実施(平成17年6月3日開始)。また、飼料及び食品としての安全性評価等について農業資材審議会(平成17年6月13日)及び食品安全委員会(同年6月28日)に諮問。



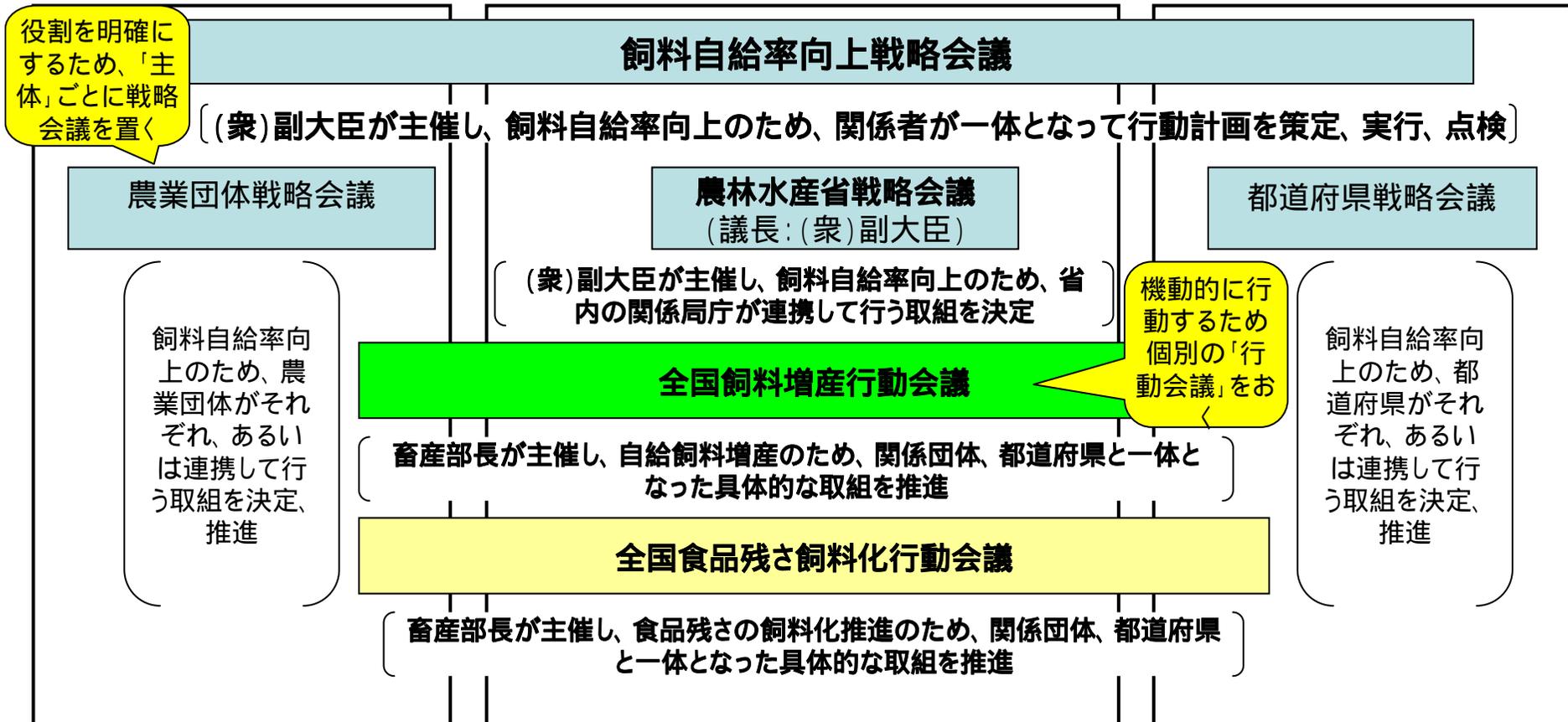
安全性を確認した遺伝子組換え飼料

なたね	15 品種	
とうもろこし	11 品種	
大豆	4 品種	
わた	6 品種	
てんさい	2 品種	計 38 品種

安全性を確認した遺伝子組換え飼料添加物
4 品目

3 「飼料自給率向上プロジェクト」について

- ・ 食料・農業・農村基本計画における飼料自給率目標達成のため、平成17年5月12日に（衆）農林水産副大臣が主催する「飼料自給率向上戦略会議」を開催し、「飼料自給率向上に向けた行動計画」を策定。
- ・ 「行動計画」の機動的な実行を確保するため、戦略会議の下に、自給飼料増産、食品残さの飼料化それぞれの目的に応じて、関係者が一体となって専門的見地からの具体的取組を推進する「行動会議」を開催。
- ・ 「全国飼料増産行動会議」を5月13日に、「全国食品残さ飼料化行動会議」を6月16日に開催し、それぞれの行動計画を策定。



4 食品廃棄物の飼料化の推進

飼料自給率の向上、飼料費の低減を図るため「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(いわゆる食品リサイクル法(平成13年5月施行))に則し、食品残さの飼料化を推進することが必要。

食品残さの飼料化を推進するためには、安全性の確保、品質・供給の安定性の確保等の課題があり、これらに対応した取組を推進することが必要。

食品廃棄物の飼料化の状況(H15年度)

	食品廃棄物等の年間発生量(万ト)	再利用率(%)	
		再利用率(%)	飼料化(%)
食品製造業	487	78	30
食品卸売・小売業	336	35	9
外食産業	312	19	5
計	1135	49	17

(農林水産省統計部:「平成16年食品循環資源の再生利用等実態調査結果」)

食品製造業からの副産物のうち、米ぬか、ビートパルプ等、大量に安定供給されるものについては飼料利用が進んでいる

食品廃棄物等の再利用率は、増加(H13年度は36%)の傾向を示しているものの、未だその過半が、焼却・埋却されている

課題

- ・ 食品残さの飼料化を全国的な取組に展開
- ・ 安全性、品質の安定性を確保
- ・ 食品残さの需給の安定性の確保
- ・ 食品残さの飼料化技術の普及

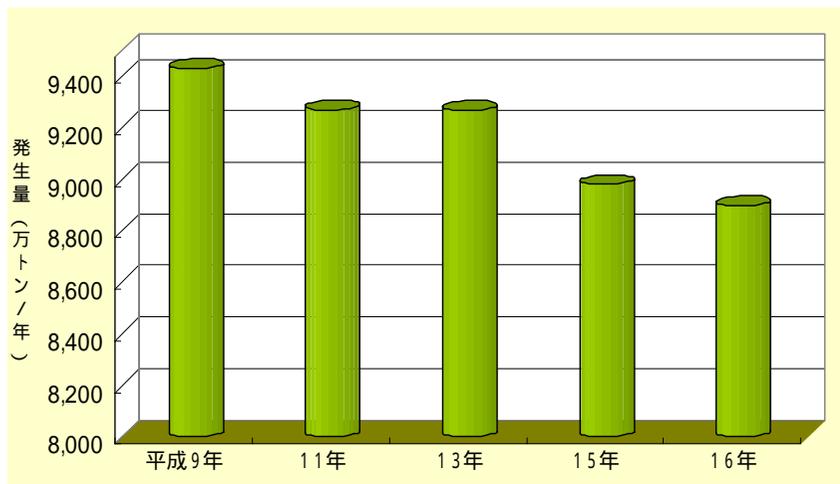
対応方向

- ・ 「飼料自給率向上戦略会議」等を設置して、食品産業、農業団体、消費者等が参画した全国的な取組を展開。
- ・ 「戦略会議」等を通じて、食品産業等の理解を求め、食品残さの分別・保存等を徹底。
- ・ 食品残さの供給サイド、利用サイド双方の情報のマッチングを図る。
- ・ 食品残さの飼料化の優良事例情報や飼料化マニュアルの普及。
・ モデル的な取組となる飼料化施設整備を推進。

養鶏経営における環境問題

- ・平成16年の家畜排せつ物発生量は8,900万トンと推計され、このうち約15%が養鶏からの発生とみられる。
- ・16年12月1日時点で、家畜排せつ物法の管理基準適用農家約62,900戸のうち99.4%が管理基準に対応済み。

1. 家畜排せつ物発生量の推移



2. 家畜排せつ物の処理・利用の現状

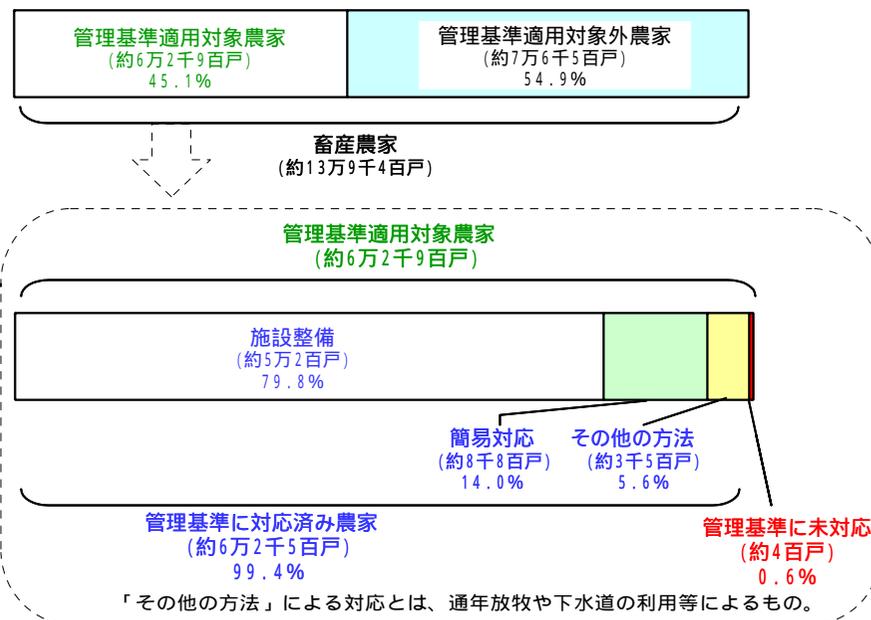


3. 畜種別に見た家畜排せつ物発生量 (単位: 万トン)

畜種	発生量
乳用牛	2,789
肉用牛	2,577
豚	2,251
採卵鶏	782
ブロイラー	498
合計	約8,900

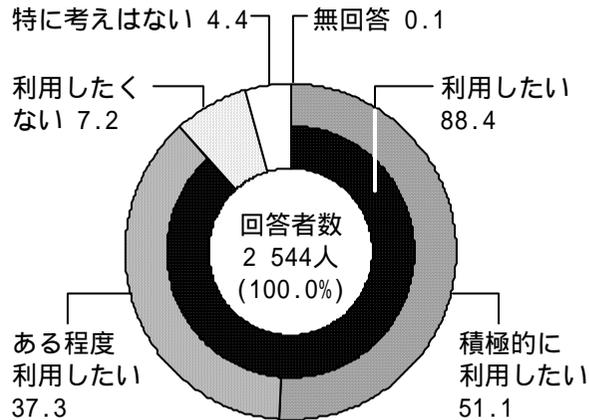
注: 畜産統計 (16年2月) から推計。

4. 法施行状況調査 (16年12月1日時点) 結果の概要



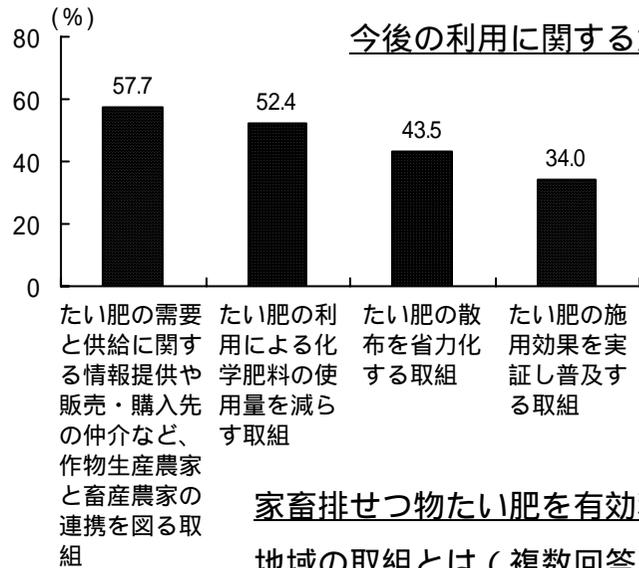
- ・家畜排せつ物の利活用促進がこれまで以上に重要となる中、農業者の9割は家畜排せつ物たい肥を「利用したい」と回答。
- ・今後、自治体やJA等を中心とした耕畜連携等による利活用の一層の推進が必要。
- ・バイオマスの環づくり交付金等の従来からの施策に加え、17年度から、農業者団体等が行うたい肥利活用のためのモデル的な取り組みについて支援。

5. 家畜排せつ物たい肥の利用に関する意識・意向調査結果（17年1月農林水産省調査）

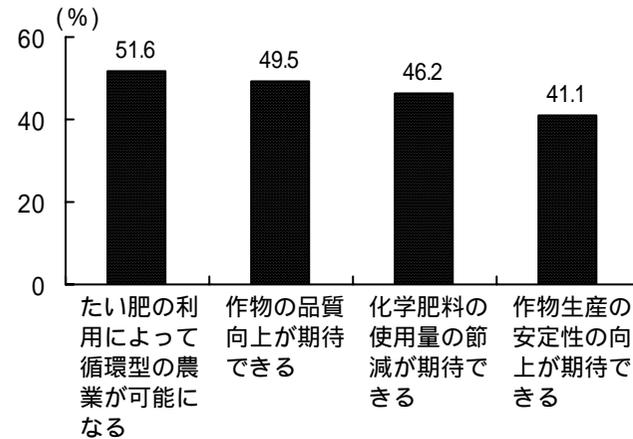


家畜排せつ物たい肥の

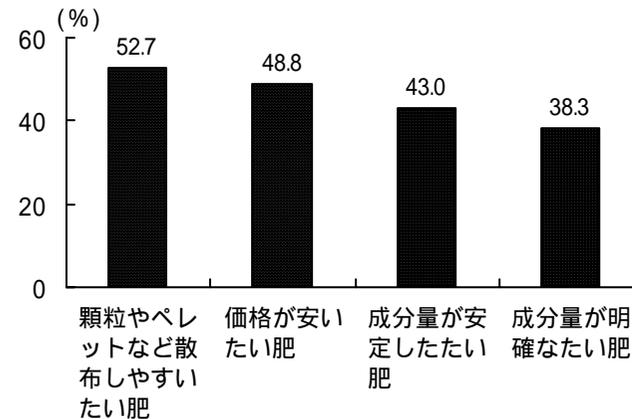
今後の利用に関する意向



家畜排せつ物たい肥を有効利用するための地域の取組とは（複数回答）



利用したい理由とは（複数回答）



今後利用が進む家畜排せつ物たい肥とは（複数回答）

家畜衛生の動向

1. 鶏の伝染性疾病の発生状況等

最近の鶏の伝染性疾病の発生状況

(羽数)

伝染性疾病の種類		10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
伝家 染畜 病	高病原性鳥インフルエンザ	0	0	0	0	0	0	24	0
	ニューカッスル病	4	359	7,112	988	24,656	0	2,822	399
	家きんサルモネラ感染症	0	0	30	7	51	0	0	0
届 出 伝 染 病	サルモネラ症	0	1,200	6	0	0	2	59	0
	鳥インフルエンザ	0	0	0	0	0	0	0	0
	鶏痘	539	311	736	15	41	1,295	956	7
	マレック病	13,943	14,688	7,001	4,413	3,455	5,761	1,054	99
	伝染性気管支炎	8,046	10,434	18,073	2,189	12,803	24,898	2,491	852
	伝染性喉頭気管炎	20	1,600	2,164	10,000	241	0	6,424	149
	伝染性ファブリキウス嚢病	18,685	6,190	388	34	494	530	3,150	0
	鶏白血病	2,041	10	34	50	78	173	91	13
	鶏結核病	0	0	0	0	0	1	2	0
	鶏マイコプラズマ病	38	160	32	1	0	0	61	0
ロイコチトゾーン病	1,590	4,691	16,081	203	1,603	1,677	516	0	

: 家畜伝染病予防法の届出による

17年は3月までの累計

2. 高病原性鳥インフルエンザ対策 -

- ・平成16年1月12日に山口県において、我が国では79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生が確認され、その後、大分県及び京都府でも発生を確認。
- ・平成16年11月18日、特定家畜伝染病防疫指針を公表。
- ・発生が確認された場合には、本病のまん延を防止するため、家畜伝染病予防法及び特定家畜伝染病防疫指針に基づき、発生農場におけるすべての飼養鶏の殺処分及び汚染物品の埋却、発生農場の周辺地域を対象とした移動制限等を実施。

【高病原性鳥インフルエンザへの対応について】



1 経緯

- 平成15年9月 海外で本病の発生がみられる中、防疫体制を強化するため「高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル」を制定。
 ・発生時の防疫対応
 ・本病のサーベイランスの方法 等
- 平成15年12月 韓国で本病が発生したことを踏まえて、防疫対応の徹底を養鶏業者に対し指導するよう都道府県に再度通知。
- 平成16年1月12日 山口県において79年ぶりに高病原性鳥インフルエンザが発生。
 ・発生農場：採卵鶏農場（飼養羽数：34,640羽）
 ・防疫マニュアルに基づき発生農場における全ての飼養鶏の殺処分、汚染物品の埋却、発生農場の周辺地域を対象とした移動制限等のまん延防止措置を実施。
- 2月19日午前0時 移動制限区域内の清浄性が確認されたことから移動制限を解除。
- 平成16年2月17日 大分県において発生（第2例目）。
 ・飼養状況14羽（チャボ13羽、あひる1羽）
 ・汚染物品の埋却、発生農場の周辺地域を対象とした移動制限等のまん延防止措置を実施。
- 3月11日午前0時 移動制限区域内の清浄性が確認されたことから移動制限を解除。
- 平成16年2月27日 京都府において発生（第3例目）。
 ・発生農場：採卵鶏農場（飼養羽数：225,325羽）
 ・養鶏業者の通報がなく、また、鶏が大量死した後も出荷を続けた結果、出荷先の食鳥処理場で他の鶏に感染するなど影響が拡大。
 ・発生農場における全ての飼養鶏の殺処分、汚染物品の埋却、発生農場の周辺地域を対象とした移動制限等のまん延防止措置を実施。

3月5日 第3例目の発生農場から北東へ4km離れた農場で発生（第4例目）。
 ・発生農場：ブレイ農場 飼養羽数：14,996羽
 ・発生農場における全ての飼養鶏の殺処分、汚染物品の埋却等のまん延防止措置を実施

4月13日午前0時 移動制限区域内の清浄性が確認されたことから移動制限を解除。

2 政府の取組等

- 平成16年3月2日 国内における本病の発生に関して、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、「鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議」を設置。
- 3月16日 鳥インフルエンザ対策に関する関係閣僚による会合により、まん延防止対策の徹底等を含む「鳥インフルエンザ緊急総合対策」を取りまとめ。
- 3月29日 農林水産省に「高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム」を設置。
- 4月～ 「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案」が5月26日に可決・成立。6月2日に公布・施行。
 ・疾病発生時の届出義務違反に関するペナルティの強化
 ・移動制限命令に協力した畜産農家に対する助成の制度化 等
- 6月30日 高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム報告書取りまとめ。
- 11月18日 特定家畜伝染病防疫指針を公表。
- 12月13日 鶏の処分方法等に関する防疫技術検討会報告書取りまとめ。
- 12月16日 家畜防疫互助基金の対象に高病原性鳥インフルエンザを追加。
- 平成17年1月13日 鶏の処分方法に関する実証展示を実施。

また9月以降、リスクコミュニケーションや生産者、流通・小売業者との意見交換会を実施。

高病原性鳥インフルエンザ対策 -

- ・平成17年6月26日に茨城県において、高病原性鳥インフルエンザ(弱毒タイプ)の発生を確認。
- ・発生が確認された場合には、本病のまん延を防止するため、家畜伝染病予防法及び特定家畜伝染病防疫指針に基づき、発生農場におけるすべての飼養鶏の殺処分及び汚染物品の埋却、発生農場の周辺地域を対象とした移動制限等を実施。
- ・移動制限対象農場のうち、清浄性が確認されたところについては、順次制限を解除。

【高病原性鳥インフルエンザへの対応について】



1 農場の概要

茨城県水海道市、採卵鶏飼養農場（飼養羽数：約2万5千羽）

2 経緯

- (1) 本年4月頃から、同一鶏舎内の一部のロットで産卵率の低下（8割～4割）、死亡羽数の増加（最大で1日10羽程度）等の臨床症状が認められたため、5月下旬、民間検査機関に検査を依頼。
- (2) 6月24日、この検査により、A型インフルエンザウイルスを疑うウイルスを分離。
- (3) 26日、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所における同定検査の結果、当該ウイルスは、H5N2亜型のA型インフルエンザであることを確認（平成16年の我が国での発生はH5N1亜型）。

3 防疫対応の状況

- (1) 25日、茨城県の担当家畜保健衛生所が当該農場及び周辺農場の立入調査を行ったが、臨床的な異常は確認されなかった。
このような状況や遺伝子解析の結果等から、当該ウイルスは弱毒タイプのもものと推察された。
- (2) 26日のH5N2亜型のウイルスの確認を受けて、家畜伝染病予防法及び本病に関する特定家畜伝染病防疫指針に沿って、以下のような防疫措置を実施。
発生農場：飼養鶏の殺処分（29日までに殺処分対象の24,624羽のすべてを処分）、鶏舎の消毒等
周辺農場：発生農場を中心とした半径5km以内に所在する農場（17戸、約61万羽）については、清浄性が確認されるまでの間、飼養鶏等の移動を制限。
- (3) 28日、発生農場に隣接した5農場について、ウイルスの感染があったことを示す抗体陽性を確認。

- (4) 29日に専門家からなる家きん疾病小委員会を開催し、以下の方向性が示された。

発生農場の周辺で、抗体反応が陽性となった5農場については、ウイルスの存在を否定できないことから、早期にとう汰することが望ましい。

抗体検査及びウイルス遺伝子検出検査で陰性が確認された農場については、鶏卵の出荷を開始して差し支えないが、移動制限の期間（21日間）に引き続き清浄性確認検査を行うこととする。
専門家からなる感染経路究明チームを編成し、疫学的・病原学的観点から、原因究明を図る。

全国的に産卵率の低下等の異常の発生の把握に努め、検査を積極的に実施する等モニタリングを強化する必要がある。

- (5) 移動制限対象農場17戸のうち12戸については、出荷先の衛生状態等を確認の上、30日以降卵の出荷を随時開始。
- (6) 抗体反応が陽性となった5農場のうち、1農場でH5N2亜型のウイルスを確認（7月1日）。これら5農場については7月1日から殺処分を開始（ウイルス分離1農場は7月3日に終了）。
- (7) 移動制限対象農場17戸のうち、(6)でウイルスが確認された1農場を除き、ウイルス分離検査は陰性であることを確認（7月4日）。

（平成17年7月5日現在）

3. 海外の高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う措置

- ・ 海外からの鳥インフルエンザの侵入を防止するため、あらかじめ輸出国との間で、家きん、家きん肉等の輸入のための条件を取り決め、発生時には家きん、家きん肉等の輸入を停止。
- ・ 平成16年2月からは、ペット用も含むすべての鳥類について発生国からの輸入を停止。

- 1 アジア地域の高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う対応
 - (1) 平成15年末からアジア地域において発生が拡大（韓国、中国、ベトナム、タイ、インドネシア等、ウイルスは主に血清亜型H5N1）
 - (2) タイ及び中国については、我が国が指定した加工施設で加熱処理された鶏肉についてのみ輸入を再開。
 - (3) 韓国については、平成16年10月清浄性が確認されたが、平成16年12月22日再発生（血清亜型H5N2）し、同日輸入を停止。平成17年3月24日より輸入を再開。
 - (4) 北朝鮮については、平成17年3月15日に発生情報があり輸入停止。4月に入り、2月末から発生（血清亜型H7）があったとの報告。

- 2 米国における発生に伴う検疫対応
 - (1) 米国では従来から弱毒タイプの鳥インフルエンザの発生があり、発生州からの輸入を停止。
 - (2) 平成16年2月、テキサス州で発生（コネチカット州他4州は弱毒タイプ）したことから、米国全土からの家きん肉等の輸入を停止。平成16年6月9日、強毒タイプの鳥インフルエンザの清浄性が確認されたことから、弱毒タイプの鳥インフルエンザの清浄性が確認されていない州を除き、全米を対象とした輸入停止措置を一部解除。
 - (3) 平成17年6月9日、ニューヨーク州で弱毒タイプの鳥インフルエンザ（血清亜型H7N2）の発生が確認されたため、輸入を停止。
 - (4) 平成17年7月現在、コネチカット州ニュージャージー州及びニューヨーク州については、弱毒タイプの鳥インフルエンザ（血清亜型H7N2）の清浄性が確認されていないため、引き続き輸入停止。

- 3 メキシコにおける発生に伴う検疫対応

メキシコについては、平成7年以降、弱毒タイプの鳥インフルエンザが発生しており、非清浄州からの輸入停止を継続しており、平成17年3月31日付けで新たに2州において弱毒タイプの鳥インフルエンザが発生し計20州からの輸入を停止。

現在、輸入停止措置を講じている国等

(1) メキシコ	: H 7(1995)	9 / 28 ~
(2) 香港	: H13(2001)	5 / 18 ~
(3) マカオ	: H13(2001)	5 / 24 ~
(4) イタリア	: H14(2002)	10 / 23 ~
(5) ベトナム	: H16(2004)	1 / 9 ~
(6) タイ	: H16(2004)	1 / 22 ~
(7) インドネシア	: H16(2004)	1 / 25 ~
(8) カンボジア	: H16(2004)	1 / 25 ~
(9) ラオス	: H16(2004)	1 / 27 ~
(10) パキスタン	: H16(2004)	1 / 27 ~
(11) 中国	: H16(2004)	1 / 27 ~
(12) 米国	: H16(2004)	2 / 7 ~
(13) マレーシア	: H16(2004)	8 / 5 ~
(14) 南アフリカ	: H16(2004)	8 / 6 ~
(15) 北朝鮮	: H17(2005)	3 / 15 ~
(16) フィリピン	: H17(2005)	7 / 8 ~

停止対象品目

- ・ 生体(鶏、あひる、七面鳥、うずら及びがちょう)
- ・ 上記動物由来の肉、臓器及びこれらの製品
- ・ 卵及び卵製品 等

- 4 カナダにおける発生に伴う検疫対応
 - (1) 平成16年3月、ブリティッシュ・コロンビア州で発生したため、カナダ全土からの家きん肉等の輸入を停止。
 - (2) H16年9月17日、本病の清浄性が確認されたことから、輸入停止措置を解除。

4. サルモネラ対策

鶏卵衛生管理体制整備(生産現場段階)

鶏卵のサルモネラ汚染の低減と衛生的な鶏卵の生産体制を推進するための「鶏卵のサルモネラ総合対策指針」を普及・定着。

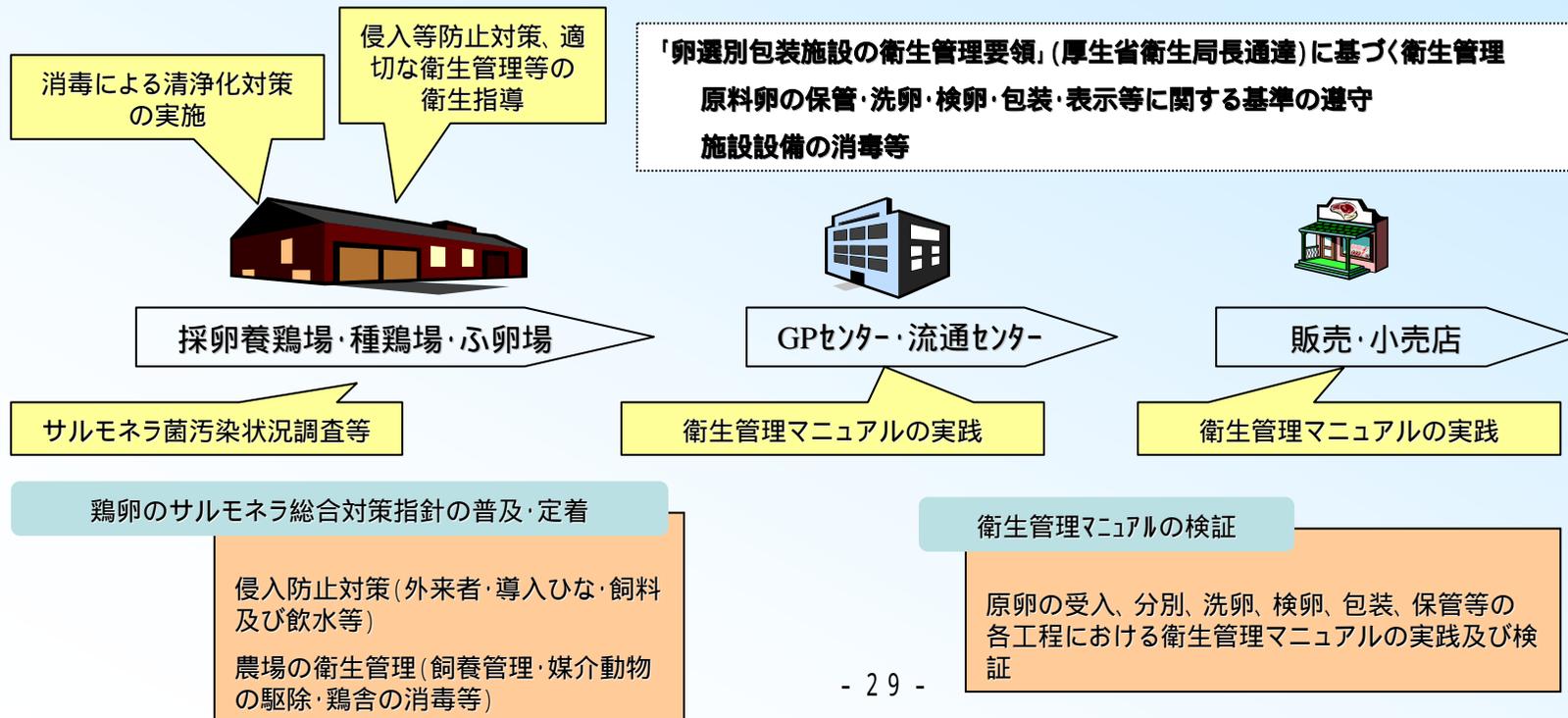
鶏卵等衛生流通推進指導(流通・販売段階)

GPセンター、流通、販売段階において衛生管理マニュアルに基づき総合的な衛生対策を実施。

サルモネラ属菌による食中毒患者数の推移

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
全食中毒患者数(A)	35,214	43,307	25,862	27,629	29,341	28,175
サルモネラ属菌による食中毒患者数(B)	11,888	6,940	4,949	5,833	6,517	3,788
全食中毒患者に占める割合(B/A)	33.8%	16.0%	19.1%	21.1%	22.2%	13.4%

厚労省食中毒統計調査による

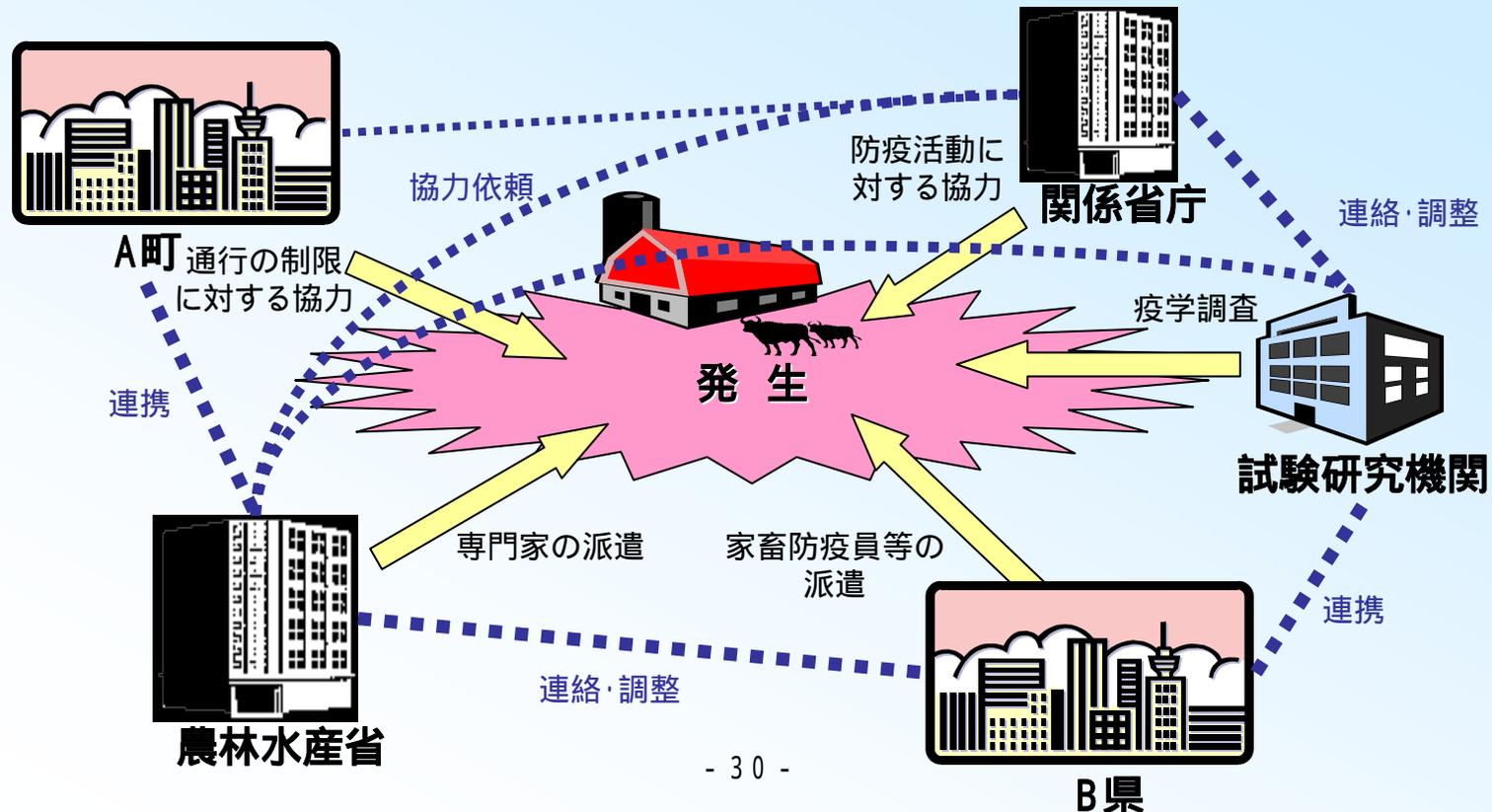


5. 家畜伝染病予防法に基づく特定家畜伝染病防疫指針の作成

- ・平成13年のBSEの発生では、国内初の発生であったことから、具体的対策の知見がなく、また、発生を想定した緊急対応マニュアルもなかったため、初動対応が不十分となり、不必要に混乱を招いたことが指摘。
- ・平成15年に家畜伝染病予防法が改正され、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要のある家畜伝染病に関して、国、地方公共団体、関係機関等が連携して取り組む家畜伝染病の発生及びまん延防止等の措置を講ずるための指針(特定家畜伝染病防疫指針)を作成。
- ・平成17年3月、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」の作成を開始。

特定家畜伝染病防疫指針

口蹄疫、BSE、高病原性鳥インフルエンザの3疾病について作成

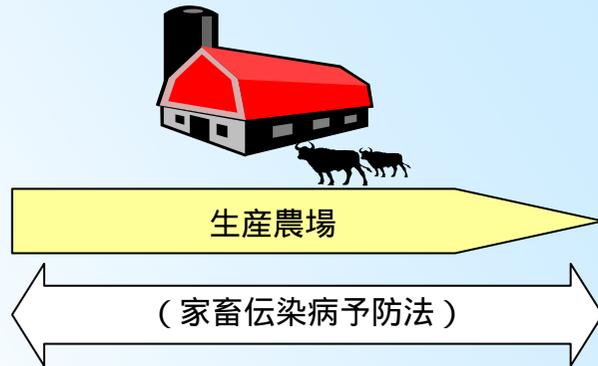


家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の設定

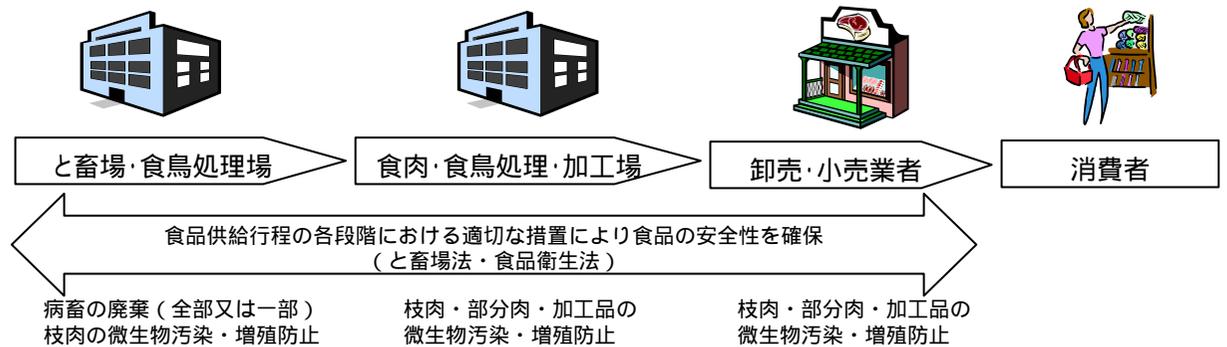
- ・ 食品の安全性を確保する観点から、家畜の生産段階から消費の段階に至るまでの各段階で、総合的に病原微生物等のリスクによる影響を抑制することが求められている。
- ・ 家畜の伝染性疾病の中には、家畜の所有者が衛生管理を徹底することでその発生を予防できるものもあることから、農林水産大臣が、特定の家畜についてその飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準（飼養衛生管理基準）を定めるとともに、家畜の所有者に当該基準の遵守を義務付け。

家畜の飼養衛生管理基準の設定

衛生管理を徹底することで疾病を予防



- 1 畜舎や器具の清掃、消毒
- 2 畜舎に出入りする際の手指、作業衣等の消毒
- 3 飼料や水への排せつ物等の混入防止
- 4 導入家畜の隔離
- 5 人や車両の出入り制限・消毒
- 6 野生動物や害虫の侵入防止
- 7 出荷の際の家畜の健康確認
- 8 異常家畜の早期発見・早期受診
- 9 過密な状態での家畜の飼養回避
- 10 伝染病に関する知識の習得



衛生管理の向上

家畜の飼養者が家畜の衛生管理の方法に関し遵守すべき最低限の基準

